

<2021 年一般口頭発表>

屋久島前岳部の委託林——その資源利用の変遷

中島 成久 (法政大学名誉教授)

## 屋久島前岳部の委託林——その資源利用の変遷

中島 成久 (法政大学名誉教授)

### 1. はじめに

屋久島の前岳部は古くから地元住民の資源利用の中心的な場所であった。各集落は「村持ち支配林」を持ち、日常生活に必要な森林資源を採取していた。ところが、明治に入り、地租改正を経て屋久島の大部分の森が国有林へと編入され、そうした資源利用は大きく制限された。1921年(大正10)農商務省鹿児島大林区によって発布された「屋久島国有林経営の大綱」(以下「大綱」)により、屋久島に委託林制度導入が決定された<sup>※1</sup>。4項目からなる「大綱」の骨子は、以下の通りである(屋久島憲法100周年記念実行委員会, 2021: 序)。

- (1) 4万2,000町歩の国有林のうち、奥岳を除く前岳部の約7,000町歩は地元住民の利益になる特別作業地域を設ける。
- (2) 特別作業地域は委託林として島民が自家用および稼業用として薪炭材を利用することを認める。
- (3) 奥山の伐採では労働力として島民を優先的に雇用する、また鳥もちの原料としての材(ヤマグルマ)を島民に供与し、鳥もち生産を助けて、島民の生活を支援する。
- (4) 島内の道路が不備のため、林道整備という名目で島内のインフラ整備を行なう。

1904年(明治37)以来16年続いた国有林下げ戻し裁判闘争に敗北した屋久島は不穏な空気に覆われていたが、「大綱」の発布後急速に鎮静化し、この「大綱」を「屋久島憲法」と呼ぶようになった<sup>※2</sup>。「大綱」発布2年後の1923年(大正12)、「屋久島南東北事業区施業案」(以下「施業案」)が発表された<sup>※3</sup>。この「施業案」によって屋久島の国有林は、I 普通施業地(経済資源としての屋久杉)、II 準施業地(保護林)、III 施業制限地(保安林等)に3分類され、現代につながる国有林経営の方針が定められた。委託林はIとIIのなかにある特別作業林を合わせた特別施行林という位置づけである。

1921年の「大綱」は、屋久島の山岳部の所有権を主張して敗北した島民への融和的・恩恵的措置であったが、江戸時代以来の伝統である「村持ち支配林」に基づく林野入会権を部分的に認めている。1920年の大審院による行政裁判所宣告書(大正9年6月7日)のなかで、「原告が主張した村持ち支配林の意義は山林に対する所有権ではなく毛上山稼のことであり」として、原告敗訴を言い渡している(鹿児島短期大学附属南日本文化研究所, 1996: 151-58)。

「毛上」とは法律用語で、「地盤上の天産物

※1 林野入会権研究の大家で、1960年代前半に屋久島の共用林の調査を行なった小林三衛は以下のように述べている。『大綱』は明治32年に開始された国有林野特別経営事業が大正10年をもって終了し……いっそう積極的な造林政策を推し進めようとしていた時であるから、屋久島においても、行政訴訟が終結した機会に、屋久杉その他の主要な樹種を国の手によって伐採し、かつ造林事業を行なうことを主な狙いであるといえよう。そのためには、国有林に依存しなければ、生活がなりたない島民に、ある程度の利用を認めて、抵抗をなくし、……国有林の撫育、保護を委託し、無償ないし低廉な労働力の提供を求める必要があった(小林, 1964: 90)。

※2 2021年11月6日(土)~7日(日)の2日間、屋久島町総合センターで「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」が開催された。筆者は実行委員会委員長としてこのシンポジウムを主導した。このシンポジウムは一般財団法人自治総合センターの助成を受け、総務省、屋久島町の後援を得た。また、2020年度は一般財団法人中辻創智社の助成を受け、準備委員会活動を行なうことができた。

※3 この施行案の全文は鹿児島短期大学南日本文化研究所から1996年復刻されている。

を地盤と区別するという称のこと。山林・原野における樹木・柴薪の類」(広辞苑)とされている。少なくとも、大審院は屋久島民が江戸時代以来、屋久島の山中で林野入会権を有していた事実は認めている※4。

58年]完成)を基にして、屋久町郷土誌編纂委員会が作成したもので、江戸時代初期の屋久島の各集落の境界が記されている※5。この地図で示された集落の境界が正しいと仮定した場合、村持ち支配林を考える際重要なことが分かる※6。

図1は「屋久島大絵図」(明暦年間〔1655—

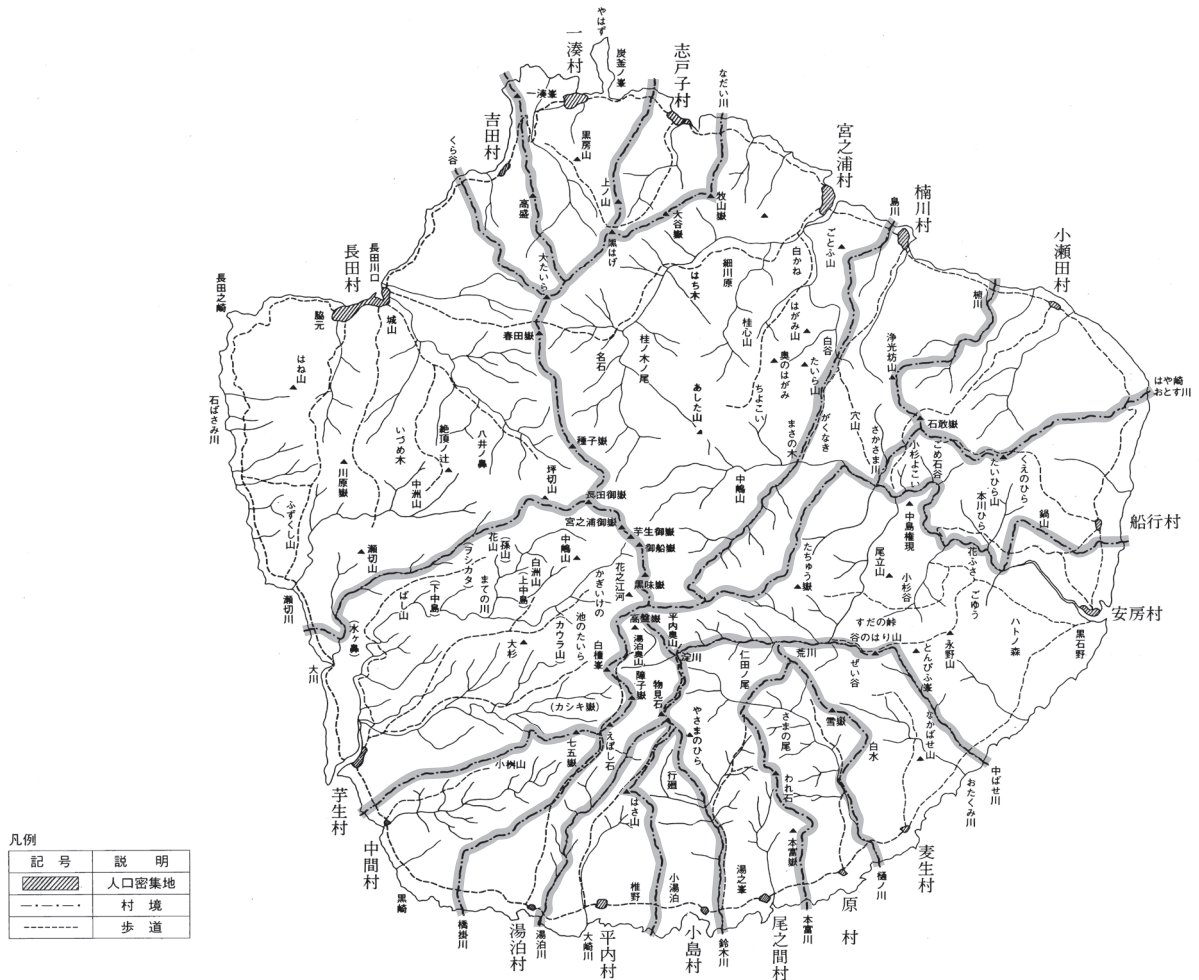


図1. 明暦のころの屋久島 (「屋久島大絵図」参考)

※4 明治29年成立した法律第89号民法263条は「共有の性質を有する入会権」を認め、「共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する」と規定している。この当時屋久島では「日々の煮炊きのほか、鰹節・鯖節製造、製糖、樟脳製造などに薪が使われていた」(稲本, 2006: 199)。

※5 『屋久町郷土誌』編纂の中心メンバーであった岩川直隆氏の発言(2021年4月18日)。本稿では、凡例の村境を、薄い太線で強調している。

※6 『上屋久町郷土誌』には以下の記述がある。「大雨による土砂崩れのため奥山に入れなくなった志戸子の村人が、近山の木を伐りつくしたので、楠川村の木を伐らせて欲しいと願い出た」(228頁)。『楠川文書』によるこの記述には「楠川村は断つたらしい」とある。ポイントは、その村の住民だけがその村の山の資源を利用することができたということ、他の村の住民は許可がないとそれを利用できない、ということである。山稼のためには藩の許可は必要とされていなかったが、「造船や屋敷作りのために杉を伐採する際には、(藩に)木元願を出し、許しを得る必要があった。伐採跡地に、伐採者の責任で杉を植える必要があった(御札杉)」(227-28)。

第一に永田川、栗生川（小楊子川）、安房川、宮之浦川などの大きな川の流域を有する長田村（永田）、芋生村（栗生）、安房村（現在の春牧、平野を含む）、宮ノ浦村（宮之浦）がその流域沿いに奥岳の中心部に至るまでの広大な面積を有していることが分かる。楠川村（楠川を含む）は現在の小杉谷を含む面積を占めている。他の村の村境は前岳によって区切られている。

図 1 を参考にすると、屋久島全体で約 7,000 町歩の委託林が各集落にどのように配分されたかを知る手掛かりが得られる。永田、栗生、宮之浦のような大きな川の流域に広がる集落は 900 町歩前後の広い委託林が与えられている。ただ安房には 436 町歩しか与えられていないし<sup>※7</sup>、大きな川を流域としない一湊には 794 町歩もの委託林が与えられている。その他の集落は前岳部の山麓部に平均 300 町歩以下の面積である。

そもそも委託林制度は、「国有林野内の一部

の林野の保護を国家が地元部落(大字)に委託し、地元部落の農民はその保護の代償として、一定の林産物を無償または低価格で購入するという委託契約が中心となっていた」（菊間，1980：484）。明治 32 年（1899），勅令第 364 号「国有林野委託規則」を根拠とする<sup>※8</sup>。

1951 年（昭和 26），森林法（昭和 26 年法律第 249 号）が成立し、林野庁が作成する施業計画方式ではなく、森林計画に沿った国有林経営を行なう趣旨が宣言された<sup>※9</sup>。さらに、「国有林の経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号）の第 18 条（共用林野の設定）<sup>※10</sup>によって、屋久島における従来の委託林は共用林野、あるいはその利用目的によって薪炭共用林と名称変更になった。

本稿で、委託林、共用林野に次いで重要な用語が分収造林であるが、それは江戸時代にも行なわれていた部分林の一部をなす<sup>※11</sup>。国有林の場合「国有林野で、造林・育林について国以外の者と契約し、その収益を分け合う

※7 後述する 2-3-1 に示した各集落に配分された委託林面積のなかの、開墾（平野、春牧）の 166 町歩を含めても 602 町歩で、安房に配分された委託林は少ない。『屋久町郷土誌』第三巻によると、地租改正時に「安房前岳以奥の安房川右岸尾立岳山麓の山林所有が認められた」（39 頁）とある（千頭山共有林のこと）。そのため安房の委託林は少なかったと考えることもできるが、永田は地租改正後国有林となった 1,500 町歩を返還してもらい、さらに瀬切を含めて 956 町歩と屋久島のなかで最も広い委託林を配分されているので、この説明は妥当ではない。

※8 同規則「第一條 市町村または市町村内の一部に国有林野の保護を委託するは本令の定る所に依る」。

※9 森林法第一条で「この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の持続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。」と述べ、第二章以下で森林計画等を詳細に規定している。

※10 第 18 条 農林水産大臣は、国有林野の経営と当該国有林野の所在する地方の市町村の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該市町村の住民又は当該市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が当該国有林野を次に掲げる用途に共同して使用する権利を取得させることができる。

- 一 自家用薪炭の原料に用いる枝又は落枝の採取
- 二 自家用の肥料若しくは飼料又はこれらの原料に用いる落葉又は草の採取
- 三 自家用薪炭の原木の採取
- 四 エネルギー源として共同の利用に供するための林産物その他農林水産省令で定める林産物の採取
- 五 耕作に付随して飼養する家畜の放牧

2 前項第三号の規定による権利を取得させる場合は、旧来の慣行その他特別の事由があるときに限る。

※11 「在来部分林は・・・奥岳の天然生稚樹をとって、いわゆる漫植したのを整理したもので、小面積ずつ点在していたが、次第に伐採して、昭和 16 年現在、15 筆、0.579 ヘクタール残存しているだけである。新設の部分林は、委託林内に設定されたもので、昭和 16 年現在で、御大典記念 11 筆、23.35 ヘクタール、紀元 2600 年記念 18 筆、45.58 ヘクタール、その他 2 筆、46.18 ヘクタールである。契約は村長がなし、造林は部落で行い、民収分の 9 割を取得する（小林，1964：90-91）。



ことを定めた林野のことである」(広辞苑)。そのなかで、広葉樹を伐採して針葉樹を植えてゆく戦後の拡大造林政策の下で行なわれた部分林を分収造林(分収林)と呼ぶ<sup>※12</sup>。

本稿は屋久島前岳部の委託林資源の利用と管理の実態を明らかにすることを目指している。昭和初期から昭和26年までの、制度として存在した委託林の資源利用の変遷を中心的に扱う。本稿は、第2節で検討する上屋久営林署作成の「委託林関係資料」の分析を行なう<sup>※13</sup>。この資料は施業計画ではなく、委託林経営がどのようになされているのかについて、営林署による詳細な記録である。営林当局の経営方針だけが示されているだけではなく、それが現実にどのように浸透していったのか、住民サイドから見ればどのような利用がなされ、あるいはなされなかったのかについても読み解くことができる。そのことによって、「大綱」(屋久島憲法)発布後100年を経た現代の課題を示すことができる。

## 2. 上屋久営林署「委託林関係資料」

### 2-1 委託林の利用開始

1886年(明治19)に鹿児島大林区署宮之浦派出所が設立され、屋久島での国有林経営の第一歩となった。1891年(明治24)には宮之浦派出所は屋久島小林区署に格上げされ、1923年(大正12)上と下の二小林区に分かれた。1924年(大正13)林区署が廃止され、熊本営林局傘下の上屋久営林署と下屋久営林署が設置された。その年に下屋久営林署が小杉

谷事業所を開設している<sup>※14</sup>。

このような経緯を経て屋久島における国有林の経営は始まったが、委託林の利用がどのようになされてきたのかに付いてはほとんど知られていない。筆者は「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」を準備するにあたり、この空白地帯を埋める試みを行なってきた(中島, 2021a,b,c,d,e,f)。その中心は大審院判決でも認められた林野入会権の実態を検討することであった。幸い、上屋久営林署が作成した委託林関係書類を閲覧する機会に恵まれ、その詳細な分析を本稿で行なうことにした。

屋久島における委託林の運営が実際に開始されたのは、「大綱」制定5年後の1928年(昭和3)のことである。上屋久営林署の「屋久島委託林経営及一般経済更生計画方針書」(昭和9年)[1934]のなかに、「屋久島上下両屋久村経済更生計画並ニ委託林経営更生計画」が記されている。「その二 委託林経営更生計画に就テ」の「1 委託林設定ノ趣旨及従来の実行状況」で、以下のように記されている<sup>※15</sup>。

屋久島委託林は地元民生業の状態に鑑み地元村ならびに其の住民将来の発展に資する為め、之が設定をなせるものなるが故に、島民の林業技術の進歩に伴い経済事情及び環境の変化に従い、林産物の利用ならびに販売の合理化改善を計り、以て企業利益の進展を企図することはその要諦なり。しかるに、前期委託林期間(下線引用者)にお

※12 昭和三十三年法律第五十七号分収林特別措置法。分収造林・育林のことは、昭和26年の「国有林野の管理経営に関する法律」の第三章で規定されている。

※13 一連の資料の閲覧利用には、屋久島森林生態系保全センター所長の林友和氏(2022年離任)、および山部裕一氏(2022年着任)のご厚意によって可能となった。

※14 主に『上屋久町郷土誌』年表を参照。

※15 原文は縦書きなので横書きに直した。また送り仮名を現代語表記に直し、適宜句点を付け、難しい漢字には読み仮名を付けた。

※16 「国有林野委託規則」(明治32年8月、勅令第364号)第3条「委託林野の委託期間は5年を超ゆることを得ず。」とあり、続いて「前項の期間は之を更新することを得る。」と規定している。共用林野も5年ごとに更新されるのが原則である。昭和26年法律第246号「国有林野の管理経営に関する法律」第20条に「共用林野契約の存続期間は、5年をこえることができない。」とあり、その第2項に「共用林野契約は、更新することができる。」と規定されている。

ける経営の結果は各種事情のため遂に不成績に終りたるに鑑み、昭和7年8月委託林期間の更新を為すに当たりては特に委託林設定の趣旨及び之が経営方針等縷々(るる)説示し、稼業用払下材は受託者共同経営とし他に転売を厳禁されたにかかわらず、ひそかにこれを転売し受託者共同経営を為せる部落は殆ど皆無の状態にして、大部分は権利を他地方の資本家又は部落少数者に転売して経営をゆだね、部落自身は僅かの利鞘を得て満足しいる状態なるところ、右は主として事業経営資金の調達困難なるに因るものなりといえども、かくては委託林設定の趣旨を忘却することとなるを以て、今后左記計画により漸次之が実行を務め以て成果を収めんとす。

この記述から、最初の委託林経営は昭和3年(1928)に始まったことが分かる。だが、各種事情のため「不成績に終わった」。そこで、昭和7年(1932)の8月に更新をする際<sup>※16</sup>、委託林設定の趣旨を徹底し、転売を許さず、受託者の共同経営として計画を立て、成果を上げることがを期した。委託林経営の最初の5年間はまだその趣旨が各集落に徹底されておらず、また資金不足のため、権利を他の者に転売してわずかの利益を稼ぐ状態であったが、それは委託林経営の趣旨には合わないので、営林署が前面に出て指導を行ない、運営を為す姿勢が明瞭に表れている。

## 2-2 上屋久営林署の「委託林関係資料」について

2-1で記述した事を念頭に入れると、上屋久営林署による「委託林関係資料」がなぜ委託林経営の詳細を念入りに記録したかが理解できる。営林署が前面に出て委託林経営を実行する、という姿勢が如実に出ている。以下その資料の題目を記す。この資料全体を表わす

表題名はないが、便宜上「委託林関係資料」とする。それは以下の通りである。いずれも上屋久営林署の作成したものである。

- I 「委託林関係一覧表(昭和8~12年)
  - II 「委託林調査表」(昭和13年2月)
  - III 「上屋久経営区第四次経営案説明書」(昭和26年度調査)
- I「委託林関係一覧表」(全体の表題が付けられていないが、最初の表の題名を全体の資料名とした。)
- (1) 委託林関係一覧表
  - (2) 部落別自家用年度別数量価格調
  - (3) 部落別稼業年度別数量価格調
  - (4) 委託林立木処分樹種別単価調
  - (5) 委託林製品売却数単価価格調概要
  - (6) 昭和十一年度委託林斫伐費用並処分価格調
  - (7) 委託林実行組合収支状況
  - (8) 作業別従業者数並びに取得高調
  - (9) 委託林関係施設一覧表
- II「委託林調査表」(昭和13年2月)
- (10) 委託林実績調査表
  - (11) 今后五か年計画
  - (12) 部落別現況調査表
- III 「上屋久経営区第四次経営案説明書」(昭和26年)
- (13) 地元部落民情調査
  - (14) 地元労力の年間稼働状況

III以外の原文はすべてインクを使った手書きの文書である。ときどき訂正した箇所があるほか、インクが滲んだ箇所もある。また、独特の専門用語を用いていて、判読が難しい箇所もあった。また、統計数字の合計が合わない箇所もあったが、資料としての価値を損ねるほどのものではない。明らかな転記ミスは訂正した。IIIは謄写版印刷である。なお、

※17 1958年(昭和33)上屋久村は上屋久町になり、1959年(昭和34)下屋久村は屋久町に変わった。なお、2007年(平成19)両町が合併し、屋久島町が誕生した。

この時代の統計では部落（明治初期の大字）という用語が使われているが、現代の用語法となじまないため、本稿では集落と言い換えている。行政的には〇〇区というが、これも紛らわしいので集落としている。

2-3 「委託林関係資料」の詳細

2-3-1 委託林関係一覧表（表1）

1889年（明治22）の町村制施行により当時の護謨（ごむ）郡は上屋久村、下屋久村の二つの村に分かれた<sup>※17</sup>。上屋久村には小瀬田、榑川、楠川、宮之浦、志戸子、一湊、吉田、永田それに瀬切という部落（現在の区名、大字）があるが、委託林実行組合では榑川と楠川、それに永田と瀬切は一つの組合となっている<sup>※18</sup>。

表1でまず気づくことは、総戸数、受託者数、実行組合加入員数が一致しないことである。例えば、小瀬田では総戸数90、受託者数78、実行組合加入員数78となっていて、集落の全員が実行組合員ではない。公務員や警察官など数年で移動する世帯は構成員とは認められなかった<sup>※19</sup>。

次に示されている委託林面積に当惑する。1923年の「施業案」に示された集落ごとの委託林面積は以下の通りである<sup>※20</sup>。

上屋久村（3,856町歩）

小瀬田 256、榑川・楠川 347、宮之浦 893、志戸子 282、一湊 794、吉田 325、永田 941、瀬切 15。

下屋久村（3,234町歩）

栗生 927、中間 193、湯泊 180、平内 280、小島 140、尾之間 318、原 262、麦生 209、開墾 166、安房 436、船行 120。

計 7,091町歩

表1で示された委託林の面積の根拠を示す統計を現在見いだせていない。単なる表記の間違いではなく、各集落の委託林面積が施業案で示された面積と大きく異なる。そのうえ上屋久村全体の委託林面積の総和が3,702ヘクタール（小数点以下切り捨て）であり、「施業案」で示された3,856町歩よりも少ない。「施業案」で示された委託林はその後種々の理由で減少しているが、委託林経営の第二期ですでにこれだけ減っているということであろうか。なお、町歩とヘクタールはほとんど等価

表1. 委託林関係一覧表（上屋久営林署）

部落名	総戸数	受託者数	実行組合加入員数	委託林面積	年伐標準面積	実行面積									
						8年度		9年度		10年度		11年度		12年度(予定)	
						自家用(ha)	稼用	自家用	稼用	自家用	稼用	自家用	稼用	自家用	稼用
小瀬田	90	78	78	316.41	12.66	2.32	8.68	2.57	8.02	2.00	11.80	1.46	10.24	1.97	10.70
榑川	138	32	30	433.91	17.36	0.56	(5.58)	0.69	6.37	0.69	5.89	0.65	5.73	0.51	5.84
楠川		99	93			1.70	(7.06)	2.47	7.08	1.55	9.48	1.67	9.27	2.15	8.98
宮之浦	331	257	220	835.47	32.21			6.44	1.17 8.11			2.64	4.66	4.80	12.29
志戸子	135	131	131	258.69	10.34			2.13	8.40	1.64	4.68	1.78	12.69	2.00	6.78
一湊	507	412	33	690.15	25.04			3.00				4.68	2.33	5.00	4.68
吉田	93	83	83	282.27	11.29	2.20						1.93	4.14	1.86	8.66
永田	424	321	-	848.14	33.93	6.88	(24.96)								
瀬切					37.19	1.35									
計	1,718	1,413	668	3,702.23	144.18	13.66	46.28	17.30	39.51*	5.88	31.85	14.81	49.06	18.29	57.93

【備考】()は転売せし面積、〔1〕吉田は委託林指導の為め昭和9年10年度は官行斫伐実行、〔2〕永田は鹿児島木材会社へ転売し契約を解消せざるに依り昭和9年度以降立木払下を停止す。昨今委託林実行の機運に向かい契約を解消することに努力中なるを以て近く契約を解消し委託林の共同経営に移らんとす。差当り昭和12年度より委託林指導の為め12年度約18xx（アに百、アールか？）の官行斫伐を実行する計画せり。瀬切部落は私有林の経営により目下委託林経営の希望なき為め払下を為さず。

※18 口永良部も上屋久村のなかの一集落であるが、委託林は存在しないので本稿では扱わない。  
 ※19 表中数字右の\*は統計数字に疑義のあるもの。  
 ※20 （屋久島憲法100周年記念シンポジウム資料集、2021年:22）。ここに示されている数字は（小林、1964:90）と一致する。なお、小数点以下の数字を切り捨てて表示しているため、両村の和は7,091町歩にならない。

であるので、単位の違いによる差は無視できる。

更に、実行面積（8～11年、12年度は予定）を見ると、小瀬田、梶川楠川、宮之浦、志戸子では数字が入っているが、一湊、吉田では入っている数字が11年度のみである（一湊は9年度の自家用面積がある）。永田には全く数字が入っていない。

その理由は備考欄を見ると分かる。8年度の稼用の面積が丸括弧で記されているが、それは「転売した面積」のことである。2-1で引用した「1 委託林設定ノ趣旨及従来の実行状況」のなかで、転売とは「権利を他地方の資本家又は部落少数者に転売して経営をゆだね、部落自身は僅かの利鞘を得て満足している状態」のことであるとされている。さらに永田の状況について備考は、「永田は鹿児島木材会社へ転売し契約を解消せざるに依り昭和九年度以降立木払下を停止す。昨今委託林実行の機運に向かい契約を解消することに努力中なるを以て近く契約を解消し委託林の共同経営に移らんとす」と記していて、鹿児島島の木材業者に委託林伐採の権利を転売していることが分かる。そのうえ、当局の警告にもかかわらず、転売を止めないので払下を停止されてしまった。

2-3-2 部落別自家用年度別数量価格調（表 2）

表 2 で注目されるのは、一湊の自家用薪材の利用量の多さである。稼用ではほとんど委託林を利用していない一湊であるが、自家用では毎年 1,000 立方メートル前後の利用実績を示している。その理由は一湊が漁村であり、当時サバブシ製造が盛んに行なわれていたためである。サバブシ製造には大量の広葉樹を必要としている。大きな川の流域を持たない一湊に永田、栗生、宮之浦に次ぐ広い委託林が与えられたのは、こうした一湊の生業のためであると解釈できる。その次に多いのが宮之浦であるが、統計数字のない年度もあるし、各年の実績の変動が大きい。詳しくは「3-1 委託林利用の変遷」を参照。

2-3-3 部落別稼用年度別数量価格調（表 3）

この表 3 で最も顕著なことは小瀬田実行組合の活動がきわめて活発なことである。梶川楠川も活発であるが、昭和 8 年度は自主的な活動ではなく転売した数量と価格が示されている。また、永田の 8 年度は転売実績が記されているが、その後は当局の警告通り用材の払下が停止されてしまった。宮之浦、志戸子は 9 年度以降の実績で、宮之浦の 10 年度の実績が見当たらない。一湊、吉田は 8～10 年度の実績は全

表 2. 部落別自家用年度別数量価格調（上屋久営林署）

年度 部落	8年		9年		10年		11年		12年		一戸当り平均、一カ月 平均薪材材積 m <sup>3</sup>
	材積 m <sup>3</sup>	価格円	材積 m <sup>3</sup>	価格円	材積 m <sup>3</sup>	価格円	材積 m <sup>3</sup>	価格円	材積 m <sup>3</sup>	価格円	
小瀬田	290	47.00	285	70.05	291	85.32	211	64.52	290	78.00	3,505
梶川	100	22.00	95	21.25	104	28.80	77	20.16	113	36.00	3,056
楠川	328	61.00	384	78.60	347	94.18	366	130.00	290	125.00	3,465
宮之浦			1,044	251.55			472	115.31	1,220	299.00	3,549
志戸子			461	95.80	392	112.40	340	97.00	421	125.00	3,080
一湊			891	182.70			936	242.55	1,043	250.00	2,322
吉田	221	35.55					246	68.00			2,813
永田	1,177	211.00									3,667
計	2,116	376.55	3,160	699.95	1,134	320.70	2,648	737.54	3,377	913.00	3,112

※21 吉田の統計欄は数字が全くないので削除した。一湊 8, 9, 11 年, 永田 9～11 年の統計欄の数字がないので削除。楠川 11 年, 宮之浦 8, 10 年, 志戸子 8 年も同じ。

表 3. 部落別稼用年度別数量価格調 (上屋久営林署)

年度 部落	8年				9年				10年				11年				12年			
	用材		薪材		用材		薪材		用材		薪材		用材		薪材		用材		薪材	
	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格	材積	価格
小瀬田	306	417.90	873	200.25	607	736.18	1,079	252.25	410	649.15	1,170	526.20	292	459.88	1,828	528.76	271	450.00	2,049	563.00
梶川	(58)	62.60	1,109	226.20)	192	195.98	925	192.77	65	115.74	1,003	297.74	114	198.28	862	279.41	135	200.00	1,420	427.00
楠川	(128)	128.52	1,307	239.48)	500	491.67	1,064	261.40	231	393.94	230	392.00	230	392.00	2,118	615.00	244	384.00	1,859	524.00
宮之浦					455	515.25	1,863	621.90					164	258.70	1,367	391.47	100	165.00	3,064	755.00
志戸子					159	216.21	1,412	365.61	87	143.50	1,133	322.79	223	352.35	2,704	557.47	72	135.00	1,047	270.00
一湊													36	74.30	395	103.70	210	372.00	959	228.00
吉田													118	112.00	741	161.00	334	457.00	1,837	490.00
永田	(1,308)	1,081.07	6,156	878.24)																
計	306	417.90	873	200.25	1,913	2,155.29	6,343	1,693.93	793	1,292.33	5,532	1,837.64	1,177	1,847.51	10,615	2,636.81	1,366	2,163.00	12,235	3,257.00
括弧内 数字の計	(1,497)	1,272.19	8,572	1,343.92)																

表 4. 委託林立木処分樹種別単価調 (上屋久営林署)

用薪 別	樹種	小瀬田				梶川				楠川			宮之浦		志戸子			一湊	永田
		8	9	10	11	8	9	10	11	8	9	10	9	11	9	10	11	10	8
用材	シイ	1.00 1.10	1.35	1.61 1.62	1.65 1.61	1.80 0.90	1.33	1.75 1.80	1.66	0.70 0.80	1.30 1.35	1.57	1.34	1.45	1.35 1.50	1.40 1.51	1.55	1.51	0.55 0.65
	タブ	1.45 1.60	1.35 1.91	2.05	2.00	1.60	1.45 1.83	2.30 3.00	1.95	1.20	1.36 1.88	2.32	1.40 2.05	2.05	2.15	1.40 2.00	1.40	2.20	0.96 1.10
	モッコク	2.20 2.41	2.70	2.70 3.00	2.70 2.71	1.86	2.70	2.80	2.63	2.10	2.68 2.70	2.70	2.55	2.85	2.55 2.75	2.72 2.85	1.95 2.85	2.75	1.56
	クロマツ												1.70						1.35 1.40
	シラカシ		2.45	2.30 2.35			2.51				2.36 2.41	2.50	2.37		2.06 2.40	2.25 2.50	2.15		1.70 1.77
	サクラ											2.50			1.90	1.90	1.90	2.00	2.00
	スギ									1.20 1.51	1.55								0.70
	バリバリ		0.35				0.42				0.37 0.38								
	オガタマ		0.50	0.55 0.66	0.60		0.45	0.65			0.50 0.53						0.45		
	ザツ		0.37	0.45 0.50	0.45 0.46		0.40	0.63	1.00		0.35 0.40	0.46	0.30		0.45 0.55	0.45 0.50	0.45		
	ナギ			2.00							1.51	1.40	1.40				1.35		
	アカカシ										2.45	3.00	2.37			2.10	2.10		
	ウリハダカエデ							0.65	0.60		0.40	0.60	0.35			0.60 1.00	0.50		
	ヤマグルマ										0.42		0.45						
	フカノキ										0.35		0.45						
	ウラシロゴシュ											1.00	0.45						
アブラギリ						0.48													
ハリギリ												2.00							
ヤマハデ												0.60							
薪材	カシ	0.65	0.65	0.70	0.71	0.60	0.65	0.70	0.71	0.60	0.65	0.71	0.65	0.71	0.70	0.65	0.65	0.70	0.54
	ザツ	0.20	0.20	0.25	0.25	0.15	0.19	0.26	0.26	0.16	0.20	0.25	0.20	0.25	0.21	0.22	0.22	0.25	0.14

2-3-3 部落別稼用年度別数量価格調 (表 3)

この表 3 で最も顕著なことは小瀬田実行組合の活動がきわめて活発なことである。梶川楠川も活発であるが、昭和 8 年度は自主的な活動ではなく転売した数量と価格が示されている。また、永田の 8 年度は転売実績が記されているが、その後は当局の警告通り用材の払下が停止されてしまった。宮之浦、志戸子は 9 年度以降の実績で、宮之浦の 10 年度の実績が見当たらない。一湊、吉田は 8~10 年度の実績は全

2-3-4 委託林立木処分樹種別単価調 (表 4)

表 4 では用材と薪材ごとの利用樹種が単価ごとに示されている。単価の単位は示されていない\*21。

用材として利用された樹種

シイ、タブ、モッコク、クロマツ、シラカシ、サクラ、スギ、バリバリ、オガタマ、ザツ、ナギ、アカカシ、ウリハダカエデ、ヤマグルマ、フカノキ、ウラシロゴシュ (ウラジロカシのことか?)、アブラギリ、ハリギリ、ヤマハゼ



薪材として利用された樹種

カシ, ザツ

用材ではどの集落でも, シイ (スダジイ), タブ, モッコクの利用が最も盛んである。価格は集落ごと, 年次ごとに変化している。顕著なのは単価の高い樹種が利用されていることである。薪材ではカシが好まれ, その他の樹種 (ザツ) の単価の3倍以上である。用材の方はこの統計表に記された樹種以外の木という意味であるが, 薪材のザツはカシ以外の薪材という意味である。

2-3-5 委託林製品売却数単価価格調概要 (表5)

表5では小瀬田, 楠川は昭和8年度と9年度の実積の数字が記されている。楠川と宮之浦は9年度のみ数字しかない。志戸子は10年度と11年度の数字がまとめて記されている<sup>※22</sup>。一湊, 吉田, 永田の数字はない

この表5を見るポイントはどの樹種がどういふ目的にどれだけ利用され, いくら稼いだかということである。5つの集落に共通していえることは, シイ, モッコク, タブが集中的に利用されていることである。数量の単位が独特で丁は挺 (長いものを表す単位) の簡略字である。タブ (樹種, 皮) の数量の単位は判

表5. 委託林製品売却数量価格調査概要

樹種	材種	小瀬田						楠川			楠川					
		八年度			九年度			九年度			九年度			十年度		
		数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円
シイ	枕木	126丁	75.84	1,366.25	1697丁		1,934.72	397丁		399.21	276丁		319.80	250丁		294.4
モッコク	丸太		12.86	210.16			13.35			173.55			3.00			1.09
タブ	盤木		46.99	766.82			55.71			1,098.82						4.53
カシ	薪材		5.55	24.97						11.06						
ザツ	薪材	160樺		1,006.74	944樺		563.22				55樺		334.10			
ザツ	薪材	353樺		1,523.38			164.50			674.10			309樺			1,173.40
ザツ	木炭	1,241俵		62.05			2,174			1,719.71	9,725俵		8,676.18	1,106		110.60
タブ	皮				4,732.80		23.66						5.00			
タブ	袖角						6.44			76.26						
オガタマノキ	盤木						8.17			135.13	1.93		46.27			0.80
オガタマノキ	丸太						8.93			67.87	2.35		32.83			
オガタマノキ	瘤						3.00									
ウリハダカエデ	丸太									4.19			23.04			
ザツ	丸太									1.40			11.91			
ナギ	丸太									1.89			24.52			
シラカシ	丸太									3.50						2.00
モッコク	盤木															
イス	丸太															
サクラ	丸太															
ザツ	枕木															
計				4,960.37			6,470.04			10,156.81			1,984.90			459.99

樹種	材種	宮之浦			志戸子					
		九年度			九年度			十年及び十一年		
		数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円	数量	材積 m <sup>3</sup>	価格 円
シイ	枕木	722丁		548.66	163		164.55	200		242.00
モッコク	丸太		33.27	554.18			11.76		154.40	
タブ	盤木		3.69	96.73					9.30	
カシ	丸太		9.43	52.26		8.24	70.50		3.86	
ザツ	薪材	383.5樺		2,572.71						
ザツ	薪材	188樺		837.13	460.7樺		2,109.79	595.7		3,519.29
ザツ	木炭				2,395		1,939.20	822		773.53
タブ	皮			15.00						
タブ	袖角		3.79	55.64		6.31	78.67		3.72	50.00
オガタマノキ	盤木									
オガタマノキ	丸太							2.00		18.35
オガタマノキ	瘤									
ウリハダカエデ	丸太							4.18		27.00
ザツ	丸太		11.79	71.05						60.00
ナギ	丸太							0.41		3.96
シラカシ	丸太					2.06	13.36	4.18		61.20
モッコク	盤木									
イス	丸太		23.92	82.57						
サクラ	丸太					0.64	4.19	2.71		23.28
ザツ	枕木				126		69.30			
計				4,885.93			4,603.96			4,955.56

※22 志戸子の9年度の価格計は4,603.51円となっていたので訂正した。

読不能。樺（はえ）は、挺と同じ意味。

昭和9年度の小瀬田の製品価格を見ると、枕木用のシイが1,934円、盤木用のタブ1,098円、木炭用のザツ1,719円、盤木用のオガタマノキが1,351円の売り上げを出している。枕木利用が盛んなのは鉄道輸送が重要視されていた時代背景がある。盤木とは造船時に船を置く土台のことで、杣角とは切り出した木材を斧で荒く仕上げた材のことである。

志戸子では9年度、10～11年度においてサクラが売却されている。表4ではサクラを立木処分した集落として楠川、志戸子、一湊、永田が挙げられているが、サバブシ製造と関係しているとみるべきだろう。一湊では「カツオブシ、サバブシ製造の際、節をいぶすためにサクラの木を大量に使用した」※23とのことであるので、サクラの利用はサバブシ製造と関係づけて考えるべきである。志戸子のサクラの木の売却先は一湊のサバブシ製造業者と考えて間違いはないだろう。

吉田の元区長の近間十九二氏によると、「吉田の共用林の木を船に積んで一湊に運んでいた」とのことである。この近間氏の発言は表3で証明されている。一湊の隣の集落である志戸子の稼用材の伐採量も多い。当時上屋久村で最も人口が多く、漁業で繁栄していた一湊

の吸引力が反映されている（後述する3-1参照）。

2-3-6 昭和十一年度委託林斫伐費用価並処分価格調（表6）

表6は小瀬田、楠川、楠川の昭和11年度の斫伐費用価格と処分価格を示している。昭和11年度単年度だけ、しかも3集落だけの統計ではあるが、他の年度あるいは他集落でもそう変わらないであろう※24。

小瀬田の例を詳しく見てみよう。数字は差引益を示している。

イタシイ（枕木）0.37円、タブ（盤木）3.39円、タブ（杣角）2.36円、モッコク（丸太）3.54円、カシ（薪材）0.73円、ザツ（薪材）0.45円、ザツ（白炭）0.365円、カシ（白炭）0.405円

イタシイとはスタジイのことである。主に枕木に使われているが、利益率は少ない。それよりも、タブ（盤木、杣角用）と丸太用のモッコクが最も利益率が高い。次に利用されているのが、薪材としてのカシ、ザツである。備考にある末口径とは樹冠に近い方の直径のことである。

他集落の差引益は小瀬田とやや異なる。木馬道などの設備の違いなのか、理由は不明。

表6. 昭和十一年度委託林斫伐費用価並処分価格調

実行組合	国有林	林小班	樹種	材種	単位	生産費					資材価	費用価計	処分単価	差引益	備考	
						伐造	木寄	木馬	修路	雑費						小計
小瀬田	愛子岳	48ろ	イタシイ	枕木	樺	0.35	0.03	0.13(馬地曳)	0.01	0.02	0.52	0.41	0.93	1.30	0.37*	
			タブ	盤木	m	7.20		2.05(同上)	0.10	0.05	9.40	5.71	15.11	18.5	3.39	長さ14尺丈5寸幅尺上厚4寸上
			タブ	杣角	m	4.11		2.05(同上)	0.10	0.05	6.31	5.71	12.02	14.38	2.36	長さ丈同上径8寸1尺
			モッコク	丸太	m	5.14		(搬出賃共)	0.10	0.05	5.29	4.52	9.81	13.35	3.54	長さ同上末口径4寸上
			カシ	薪材	樺	4.50		(搬出賃共)	0.10	0.05	4.65	1.12	5.77	6.50	0.73	イスを含む、1樺は長1尺5寸高さ5尺5寸寸1丈実積1.58mとす
			ザツ	薪材	樺	3.50		(搬出賃共)	0.10	0.05	3.65	0.40	4.05	4.50	0.45	
			カシ	白炭	俵(30キロ入)	0.75			0.01	0.025	0.785	0.11	0.895	1.30	0.405	
楠川	石塚	1ろ	イタシイ	枕木	樺	0.45		0.15	0.01	0.02	0.63	0.415	1.045	1.30	0.255	
			タブ	盤木	m	7.70		2.00	0.10	0.05	9.86	5.7	15.56	18.5	2.94*	
			モッコク	丸太	m	4.10		2.20	0.10	0.05	6.35	4.38	10.73	13.35	2.62*	
			カシ	薪材	俵	4.50		(搬出賃共)	0.05	0.05	4.60	1.12	5.72	6.70	0.98	
			ザツ	薪材	俵	3.50		(搬出賃共)	0.05	0.05	3.60	0.40	4.00	4.70	0.70	
楠川	石塚	4い	イタシイ	枕木	樺	0.45		0.15	0.10	0.05	0.75	0.41	1.16	1.35	0.19	
			タブ	盤木	m	8.20		2.50(馬地曳)	0.15	0.05	10.75	5.80	16.55	19.50	2.95*	
			モッコク	丸太	m	4.62		2.50(〃)	0.15	0.05	7.32	4.91	12.23	14.38	2.15	
			カシ	白炭	俵	0.80		(搬出賃共)	0.01	0.025	0.835	0.12	0.955	1.40	0.445	
			ザツ	白炭	俵	0.65		〃	0.01	0.025	0.685	0.05	0.735	1.15	0.415	
			カシ	半白炭	俵	0.70		〃	0.01	0.025	0.735	0.10	0.835	1.20	0.365	
			ザツ	半白炭	俵	0.60		〃	0.01	0.025	0.635	0.04	0.675	1.00	0.325	

※23 一湊区長の小倉 證氏の発言（2022年6月6日）。

※24 この統計表の数字の右の\*は統計数字に疑義がある。宮之浦、志戸子、一湊、吉田、永田の統計無し。

なお、斫伐（しゃくばつ）とは伐採のこと。

※25 各部落の益（損）の計は4年間の収入と支出の差額。宮之浦10年度、楠川11年度欄は統計数字がないので削除した。一湊は11年度だけの統計。吉田、永田の統計無し。

表7-1. 委託林実行組合収支状況 上屋久宮林署 (昭和十一年十二月末現在)

実行組合	処分年度	資材採下			収入				支出							益(損) 円	備考							
		材積 材積	材積 材積	材積 材積	価格 円	出資金	製品 売上代	木炭 売上代	借入金	其他	計	資材 払込代	賃金	事業 材料	運搬費			手当	搬出路 開墾費	設備費	借入金 返済	其他	計	
小瀬田	8	307	873	618.15	500.00	4,960.37			47.12	5,507.49	618.15	2,743.86	94.20							166.70	3,622.91	1,884.58	出資金には木馬開設請負金を含む	
	9	607	1,079	988.43		6,416.24			5.00	6,421.24	988.43	3,431.45	139.52	39.10	140.00					39.75	4,778.25	1,642.99	昭和十一年度は合併施行、前年度益金より支払い	
	10	410	1,770	1,175.35																				
柳川	11	292	1,828	988.64		2,531.84	1,230.68			3,762.52	2,163.99	2,899.23	241.59	539.29	100.00					82.41	6,026.51	-2,263.99		
	計	1,616	5,520	3,770.57	500.00	13,908.45	1,230.68		52.12	15,691.25	3,770.57	9,074.54	475.31	578.39	240.00					288.86	14,427.67	1,263.58		
	9	192	925	388.75	412.16	1,984.90				2,397.06	388.75	1,282.00								72.69	1,743.44	653.62		
宮之浦	10	65	1,006	414.38	61.83	2,155.68				2,217.51	414.38	1,499.17								7.29	1,920.84	296.67	前年度益金より支払	
	11	114	862	477.69						477.69											477.69	-477.69		
	計	371	2,793	1,280.82	473.99	4,140.58				4,614.57	1,280.82	2,781.17								79.98	4,141.97	472.60	借入金返済未払600.00	
志戸子	9	459	1,863	1,144.92	476.74	4,885.93				6,797.06	1,144.92	3,853.73								768.19	6,084.13	712.93	私下代払込未済(-)月納付	
	11	164	1,367	650.17																				
	計	623	3,230.00	1,795.09	476.74	4,885.93			1,368.19	6,797.06	1,144.92	3,853.73								768.19	317.29	6,084.13	712.93	
一湊	9	159	1,412	582.82	350.00	4,603.51			449.00	299.00	5,701.51	582.82	3,379.62		312.00					484.00	503.65	5,262.09	439.42	
	10	87	1,133	466.29	210.50				400.00	12.08	5,578.11	2,957.80	305.50		260.20	113.50				410.70	485.64	5,582.45	-4.31	
	計	366	3,912	1,631.93	560.50	9,559.07			849.00	311.08	11,279.65	1,631.93	6,337.42	305.50	572.20	113.50				894.70	989.29	10,844.54	435.11	
桶川	11	36	395	178.00	99.00					250.00	178.00										5.02	183.02	66.98	
	計	500	1,064	753.07	858.70	819.89	9,336.82	3,136.16	66.65	14,218.62	753.07	6,010.30	1,013.37		199.00	1,039.25				3,143.59	348.53	12,588.32	1,630.30	
	10	231	2,226	1,084.85		14.02	6,550.16			6,564.18	1,084.85	4,429.58	264.70	178.96		163.99					561.66	6,683.74	119.56	立替金564.38円、人夫費支払未済200.00円
計	731	3,290	1,837.92	858.70	833.91	15,887.08	3,136.46	66.65	20,782.80	1,837.92	10,439.88	1,278.07	178.96	199.00	1,203.24				83.21	3,143.59	910.19	19,272.06	1,510.74	

表7-2. 委託林実績調査表 昭和十二年十二月末現在

部落名	受託者数	実行組合員数	委託林面積	初期面積	本期実行面積	収支概算		年一戸平均収入額	年一戸当り最低収入額	一か年無償譲与材積	備考
						収入	支出				
小瀬田	78	78	250.81	126.56	49.06	31,372.80	18,638.46	60.51	324	273.00	処分未済製品価額2,450円
柳川	33	33	334.21	69.41	27.03	7,093.82	5,933.63	44.95	482	98.00	全上1,515円
桶川	94	94	878.52	104.15	51.41	28,965.27	25,689.84	68.28	516	363.00	処分未済木炭1,317俵1,551円
宮之浦	258	43	276.26	352.39	40.11	13,389.54	12,954.34	108.80	7	1,220	
志戸子	127	127	673.72	103.48	39.6	24,810.50	22,878.69	150.00	416	404.00	処分未済製品価額1,213円
一湊	418	33	283.06	250.38	15.01	2,029.52	1,798.24	46.00	250	957	処分未済製品価額118円
吉田	80	80	870.00	339.26	25.53	3,708.41	3,308.33	41.24	240	246	処分未済製品価額2,773.50円
永田	264	36	3,566.58	1,458.54	31.18	235.20	235.20		699	430	貯完益金とす
計	1,352	524	3,566.58	1,458.54	278.93	111,605.06	91,201.41	20,403.65	3,991	3,991	

## 2-3-7 委託林実行組合収支状況 (表 7-1, 7-2)

表 7-1 は小瀬田, 楯川, 宮之浦, 志戸子, 一湊, 楠川の各委託林実行組合の収支状況を示しているが, 8~11 年度の 4 年間の統計がきちんと残っているのは小瀬田だけである。志戸子は 9~11 年度の 3 年間, 楯川と楠川は 11 年度 10 年度の 2 年間合算した統計処理をしている<sup>\*25</sup>。このような制限があるなか, きわめて重要な事実が述べられている。

それはどの集落も収入欄に出資金が数百円計上されていることである。小瀬田は昭和 8 年に 500 円の出資金を出している。備考によるとそのお金は「木馬開設請負金を含む」とあり, 委託経営をするための初期投資であった。ただ, だれが出資したかに付いては触れられておらず, 出資者にどう返したかどうかもわからない。小瀬田では昭和 8 年度 1,884 円 58 銭の利益があり, 昭和 9 年には 1,642 円 99 銭の利益を上げている。

1940 年 (昭和 15) 1 月, 2 週間屋久島に滞在した民俗学者の宮本常一は次のように述べている。

小瀬田は委託林を利用して, 最も効果的に炭を焼いている村である。昭和 9 年から組合を組織して行なっている。部落が営林署から請け, これを個々に焼かして焼き賃を払い, 品物は区として商人に売り, 差額の利益を積み立てている。部落員は全部委託林組合員ということになっており, 皆出て働く義務がある。この積立金はすでに 1 万円に達し, なお非常な勢いで蓄積しつつあるので, 今後部落を利することは多かろうと言われ, まず小学校改築のために利用せられようとしている (宮本, 1974 : 64)。

宮本がいう「皆出て働く義務がある」というのは, 委託林設定時に義務付けられた「出役」というものであろう。秋田県角館小林区の委託林を研究した菊間満は, 「大正後期から

昭和初期において農民は薪炭材の払下を受ける一方, 年間 30~40 日の義務出役を負担させられた。恩恵と義務意識が委託林経営の要諦である」という (菊間, 1980 : 484-85)。地主小作関係が強烈な秋田県角館と屋久島を直接比較できないが, 「義務と恩恵」という意識は屋久島でも認められた。少なくとも, 営林署の観点からはそうした意識は顕著であった。国は委託林という形で住民に恩恵を与えているのだから, 住民は「出役」という形でその恩恵に答えなければならない, という意識である (3-1, 3-2 参照)。

他の集落は小瀬田ほど成果をあげていない。宮之浦, 志戸子, 一湊, 楠川では出資金以外に借入金がある。借入金であるのでどこかの金融機関から借りたお金であろう。宮之浦は昭和 9 年に借入金返済に 600 円を充てている。

宮本常一の観察の正確さは表 7-2 「委託林実績調査表」によって裏付けられる。この表は上屋久営林署管内のすべての実行組合の第二期委託林経営 (昭和 8~12 年) の実績が示されている。小瀬田委託林実行組合は 5 年間で, 1 万 2,734 円 46 銭の利益を上げている。この数字は他集落と比べると圧倒的なもので, 2 位の楠川 3,200 円の 4 倍もある。楠川以下, 志戸子 1,900 円, 楯川 1,100 円と続くが, 宮之浦, 吉田は 400 円ほど, 一湊に至っては 230 円の利益を上げているに過ぎない。永田は転売の価格である。

この当時の価格を現代に正確に置き換えることはできない。一説では昭和 9 年の 1 円が現在の 2,500 円ほど, 統制経済が強化される昭和 13 年では 2,000 円ほどであるとされている<sup>\*26</sup>。すると, 小瀬田実行組合は現在の価値で 2,500~3,200 万円の収入をあげたことになる。宮本がいうような「小学校の改築費用」に充てられることは充分可能である。

次に表 7-2 で気づくことは, 宮之浦, 一湊, 永田で受託者数に比べると実行組合員数が極端に少ないことである。その他の集落では両

\*26 <https://ameblo.jp/kouran3/entry-12069419540.html> (2022 年 7 月 1 日閲覧)。

者の数字は一致しているが、宮之浦は受託者数 258 人で実行組合員数が 43 人、一湊の受託者は 418 人で組合員数は 33 人、永田の受託者は 264 人で組合員数は 36 人である。宮之浦、永田の組合員数は受託者の 1 割 5 分ほど、一湊の実行組合員数は 1 割未満である。昭和 12 年時点でも、委託林への依存度はそれぞれの集落で大きく異なっていた。

また、「年一戸当り最高収入と最低収入額」を見ると、同じ集落の成員でも委託林に深く関わり、高い収入を得ている者と、あまり関わっていない者、あるいはまったく関わっていない者もいる。

2-3-8 作業別従業者数並びに取得高調 (表 8)

庄巻なのは表 8 である。やはり、小瀬田実行組合の統計が充実している。炭焼き作業だけ

の統計であるが、「杣夫、製炭夫、炭材請切、薪切、運搬夫、袋制作」と炭焼き作業に必要な仕事が分業化され、さらに男女別に分けられている。それぞれの仕事に必要な月当たりの人数、賃金、一か月就労日数、一か月標準賃金が詳細に記されている。杣夫、製炭夫、炭材請切、運搬は男の仕事である。薪切は男女とも行なうが、賃金が違う。袋生産とは 30 キロ入りの炭俵（ザツと呼ばれていた）を作る作業のことである。材料はススキで、女性の仕事とされている。家族労働として、子供、老人なども手伝っていたことであろう。

屋久島での炭焼きは昭和初期に鹿児島から薩摩窯と呼ばれる近代的な炭焼き法が伝えられ、飛躍的に進歩した<sup>※27</sup>。それまでの炭焼きは「踏んづけ炭」と呼ばれるもので、質のいい炭は作れなかった（井元・下野, 2004 : 69）。

表 8. 作業別従業者数並収獲高調

部落名	作業別	男女別	人頭数	標準賃金円	一ヶ月就業日数	一ヶ月作業賃金	備考
小瀬田	杣夫	男	13	1.70	18	30.60	6カ月間就業
	製炭夫	男	11	1.00	28	28.00	1カ年間就業
	炭材請切日従	男	20	0.80	10	8.00	1カ年間就業
	薪切	男	55	0.90	15	13.50	内木炭運搬を兼ねる者 10名とす、6カ月就業
		女	20	0.65	5	3.25	
	運搬夫	男	5	2.00	10	20.00	用材馬地曳、6カ月就業
	袋制作	女	80	0.50	10	5.00	11年度生産見込数量5万枚、 内2万枚は生産終了、 今後生産見込3万枚
計			204				
楯川	杣夫	男	11	1.70	20	34.00	4カ月間就業
	木馬夫	男	20	1.20	7	8.40	6カ月間就業、 木馬夫は薪切兼業とす
	薪切	男	(20)	0.90	15	13.50	6カ月就業
女		5	0.65	5	3.25		
楠川	杣夫	男	4	1.60	10	16.00	3カ月間
	製炭夫	男	10	1.00	25	25.00	1カ年間
	炭材請切日従	男	32	0.80	20	16.00	1カ年間
	駄馬	男	10	1.20	10	12.00	1カ年間

※27 下屋久村平野では「大正から昭和にかけては大正式窯が利用されていた。ほかに日向式、薩摩式、農林式などの窯があった」（『屋久町郷土誌』上、647-55頁）。

※28 「木炭公定価格比較表」昭和十四年十一月十六日施行、屋久島森林生態系保全センター所蔵。

※29 そりの一種。ただし、雪の上ではなく、土の上で用いる。カシ、ミネバリなどの硬材でつくり、形態ははしご状である。キウマなどとも通称され、ほぼ全国的に分布する。用途は主に木材の搬出。木馬は、必ずキンマミチ、キウマミチなどと呼ばれる専用通路を通すが、ここには鉄道の枕木のように丸太が並べられている。運搬するときは、荷物を積んだ木馬の先端に人が 1 人立ち、速度や方向などを調節しながら操ってゆく（世界大百科事典 第 2 版）<https://kotobank.jp/word/%E6%9C%A8%E9%A6%AC-49884> (2022 年 8 月 8 日閲覧)



1939年(昭和14)に作成された「木炭公定価格比較表」によると<sup>※28</sup>, 屋久島を含めた熊毛産木炭は県本土の木炭よりも買い取り価格が低い。県本土では白炭が黒炭よりも高く、樹種としてはカシの方がザツよりも高価である。ところが熊毛産の木炭はその逆で白炭よりも黒炭の方が高い。その頃, 屋久島での製炭技術は発展途上であったということであろう。

道の造営であった<sup>※29</sup>。この費用は各集落で負担した。その根拠は表7-1に見られる各集落で準備した出資金である。小瀬田8年度の備考欄に、「出資金は木馬開設請負金を含む」とある。

小瀬田と志戸子に木炭倉庫があり, 吉田に製材工場があるが, その費用をどこが負担したかに付いては不明。

委託林関係施設は昭和12年度以降各集落で充実している。昭和13年2月に作成された「委託林調査表」のなかの「部落別現況調査書」の後半は, 昭和12年度, 13年度, 14年度の上屋久村の全集落における「炭窯新設」「運

2-3-9 委託林関係施設一覧表 (表9-1, 9-2)

委託林関係施設として最も重要なものは伐採した木材を麓まで運ぶための木馬(きんま)

表9-1. 委託林関係施設一覧表

部落	名様	種類	年度	数量(木炭倉庫以外はm)	経費(円)	備考
小瀬田	小瀬田林道	木馬道	8	2,170	434.00	
	〃 第一支線	〃	8	330	66.00	
	〃 延長線	〃	9	350	99.10	
	〃	〃	11	542	132.40	
	小計	〃		3,392	731.50	
	小瀬田林道延長線	木炭倉庫	10	1棟140㎡	326.40	
	計			140㎡ 3,392m	1,057.90	
榑川	榑川林道	木馬道	9	1,721	446.80	
	〃 延長線	〃	11	997	210.75	
	計			2,718	657.55	既設
楠川	楠川林道	木馬道	9	2,867	575.02	
	〃 第一支線	〃	予定11	500	160.00	
	〃 第二支線	〃	予定12	1,150	460.00	
	計			4,517	1,195.02	既設2,867m 予定1,650m
宮之浦	宮之浦林道 高野支線	木馬道	9	1,434	504.10	
	〃 延長線	〃	予定11	550	220.00	
	計			1,984	724.10	既設1,434m 予定550m
志戸子	志戸子林道	木馬道	9	1,265	285.40	
	〃 第一支線	〃	9	271	64.60	
	〃 延長線	〃	11	348	115.50	
	小計			1,884	465.50	
	志戸子林道延長線	木炭倉庫	10	1棟60㎡	180.00	
	計			60㎡ 1,884m	645.50	既設
一湊	一湊林道	木馬道	7	566	225.00	
	〃 第一支線	〃	8	985	289.40	
	一湊林道	〃	8	1,700	750.16	
	計			3,251	1,264.56	
吉田	吉田林道	木馬道	8	3,544	1,223.56	
	〃 延長線	〃	予定11	600	210.00	
	小計			4,144	1,433.56	
		製材工場	予定12	1棟	1,850	既設3,544m 予定1棟 2,060m
	計			1棟 4,144m	3,283.56	
永田	四ツ瀬林道	木馬道	予定12	3,802	2,804	予定
合計		木馬道 木炭倉庫 製材工場		25,692m 2棟200m 1棟	9,275.79 506.40 1,850	既設 木馬道 19,090m 木 炭倉庫200m, 予定 木馬道 6,602m 製材 工場1棟

表 9-2. 昭和 12 年, 13 年度, 14 年度炭窯新設, 運搬施設, 倉庫設備, 船積設備 (部落現況調査書後半)

部落	年度	炭窯新設			運搬施設				倉庫設備				船積設備				
		場所	数量	金額	場所	種類	延長	金額	場所	棟数	立坪	金額	場所	種類	金額		
小瀬田	12												小瀬田海岸	船積場	300		
榑川		1 ろ	5	500									牧野海岸	"	200		
楠川					4い	木馬道	1,150	460					楠川海岸		1,000		
宮之浦					第三支線	"	500	250									
一湊					白川47ろ	1	100	白川47ろ	車道	1,200	2,400						
吉田					奥岳49い	2	240					奥岳山林	1	10	50	吉田海岸	コンクリート 木馬道
永田	13				四ツ瀬	木馬道	4,000	2,000									
小瀬田					48ろ	"	700	280									
榑川					1ろ	"	200	80									
楠川					4い	"	700	280									
宮之浦					田尻	"	3,000	1,500	田尻	1	30	300					
志戸子					紅葉岳38い	1	100	38い	鉄索	200	100			輝森浜	コンクリート 木馬道	1,000	
一湊					白川47ろ	1	100	白川47ろ	木馬道	800	400			滝の川口	棧橋	500	
吉田					奥岳49い	"		600	300	吉田	1	24	240				
永田					平瀬51い	2	240	平瀬51い	"	500	250					1,500	
小瀬田					48ろ	"	500	200									
榑川	14				1ろ	5	500	鉄索	500	250							
宮之浦					田尻	木馬道	2,000	1,000									
志戸子					紅葉岳38い	1	100	紅葉岳38い	"	200	100						
"					"	"		200	100								
一湊					白川47ろ	1	100	白川47ろ	木馬道	300	150						
永田					平瀬51い			500	250								

表 10. 今后五カ年計画 (自昭和十二年度 至昭和十六年度 合計値)

	小瀬田		榑川		楠川		宮之浦		志戸子		一湊		吉田		永田	
	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円	数量	差益円
素材(m <sup>3</sup> )	512	1,896	160	627	430	1,720	855	2,103	220	719	1,260	3,593	754	541	1,554	2,487
枕木(丁)	10,070	3,470	3,460	1,278	2,060	741	4,925	1,516	1,070	338	6,410	1,955	531	2,879	24,240	7,272
木炭(俵)	42,030	5,176	32,020	4,753	57,580	2,051	66,000	10,771	37,000	4,527	69,000	7,020	22,590	3,270	135,800	10,864
薪(樞)	1,760	826	1,140	780			7,650	3,988	900	275	8,075	5,367	1,304	508	30,885	3,435

搬施設」「土場設備」「倉庫設備」「船積設備」「其他施設」の詳細を記している(表 9-2)

※30。

前年期(昭和 8~12 年)と比べると,委託林を経営するための炭焼き窯や木馬道,鉄索,船積施設などが充実していくことがうかがえる。委託林関係施設が全集落で充実していき,委託林経営が軌道に乗ってきた様子が鮮明に浮かび上がってくる。

2-3-10 今后五か年計画(表 10)

表 10 は昭和 12 年度から 16 年度までの 5 年についての予定生産量と見込まれる利益の総和を示している。年度開始が昭和 12 年度である。その前期は昭和 8 年度から 12 年度であるので,単純に考えれば 13 年度の間違ひではないかと考えられるが,これまでの統計資料では昭和 12 年度の数字がほとんど示されておらず,正規の 5 年間の契約期間を待たずに次期

5 年間の計画を策定したと考えられる。その理由は委託林経営をより営林署主導で進めること,つまり 1938 年(昭和 13)5 月国家総動員法が施行されたので,より国策に沿った委託林経営を目指す方針を鮮明にすることではなかったのかと推察される。

表 10 の元の表はそれぞれの集落について昭和 12 年度から 16 年度までの毎年の生産,処分について単価と金額を出し,その差額を差益金として計上している。表 10 は 5 年間の総和の処分数量と差益を示した最終ページの一部を表示している。

表 10 を見ると,上屋久村のすべての集落で委託林経営が活発に行なわれるようになる,あるいはそうならなければならないという意志を感じる。前の五か年間は稼業用の委託林経営にほとんど関心を示していなかった一湊でも活発な活動が計画されている。また当局の要請にもかかわらず外部の業者に転売を続

※30 昭和 15 年度,16 年度の施設も掲載されているが,省略した。また,統計表のなかの「土場設備」と「其他施設」は,該当項目が少ないため省略した。

けたために払下を却下された永田でも活発な活動が予定されている。すべての集落で木炭の生産量とそこから上がる利益が他の項目を圧倒している。日本の底辺部の屋久島でも、総力戦のための国家総動員体制を進める影響が、顕著に表れてきたと解釈すべきだろう。しかしながら、表 10 はあくまでも予定表である。後述する 3-3-1 の永田の「国有林に対する感情」を見ると、この予定通りには進まなかったことが分かる。

### 2-3-11 『屋久町郷土誌』のなかの委託林

『屋久町郷土誌』の村落誌上中下は旧屋久町の各集落の記録を詳細に伝えている。そのなかから、本稿にとって重要な記述のある集落の事例を以下紹介する。各集落の伝承者によって語りの内容に精粗はあるが、下屋久村時代の委託林利用の姿を知ることができる。おそらく下屋久営林署も上屋久営林署と同様「委託林関係書類」を作成していたはずであるが、今のところ見つかっていない。

#### 第一巻

##### 栗生 (164-66 頁)

栗生の前岳部分、数人ごとに炭焼き場を持つ／木炭実行組合を作って木炭生産／原木イス、カシ、シイ

##### 中間 (461-65 頁)

36 林班ではほとんどの面積で製炭され、現在は町有地／中間委託林木炭生産実行組合は、昭和 25 年 1 月残金 6,122 円 7 銭と、敷地 2 畝歩（せぶ、2 アール）を譲渡して終わった／昭和 29 年中間委託林 36 林班は、下屋久村有地となり、十条製紙に伐採期間 20 年の契約で立木を売り渡した／帝鉄林業株式会社は昭和 34 年上屋久町永田と中間に製炭所を設置し、工業用木炭の生産を始めた。月 2,500 俵から 3,000 俵を生産した。しかし、価格の低廉とパルプ事業の低迷と相まって 10 年ぐらいで倒産した。

##### 平内 (835-37 頁)

木炭生産は大正 10 年ごろに本格的に始まる／当時委託林内で池田商工会が用材・薪の生産を始め、その傍ら木炭生産も行なった。これを手伝った村人もいる／昭和 10 年ごろ、委託林実行組合が設立され、1 組員 1 町歩（1 ヘクタール）の割合で配分し、本格的な木炭生産が始まった。1 窯の生産量は約 120－30 俵、カシ炭 1 俵の値段は 3 円／昭和 15 年から戦時体制下になり、活気づき、第 2、第 3 の委託林を転々として生産。終戦後しりすばみ、消滅／戦前は家庭での暖房、炊事用、木炭自動車（乗り合いバス）の燃料。戦後は家庭での暖房、炊事に利用。

##### 小島 (1043-44 頁)

炭材の伐採は通常家族労働で賄われているが、危険な場所、巨大な炭材など手に負えないものは共同作業で行なった。新規に窯を構築する場合には、組員全員の共同作業で行なった。

##### 尾之間 (1221-22 頁)

大正 13 年下屋久営林署ができてから最初に払い下げを受けたところが「むあの上」の前岳部分、8 人ほどが製炭／二度目の払い下げは鈴川沿いの前岳を越えたところ、さらに一尾根越えたところに三度目の払い下げがあった／里山の自分の私有林製炭をした人が二人いた。

#### 第二巻

##### 原 (155-57 頁)

昭和 11 年ごろから委託林内で木炭生産が始まる／木炭生産の分業体制〔馬車引き、ナワナイ（俵用縄）、ザツ編み（炭俵作成）〕／炭窯は 35 か所ほど、1 窯の生産量は 30－50 俵、昭和 11 年から 20 年にかけて 2－3 回移転。

##### 麦生 (364-66 頁)

大正末期島外者によって製炭始まる。昭和 7－8 年、種子島と安房の人によって海岸付近のカシ炭生産／麦生の住民が本格的に製炭を始めるのは昭和 13 年、中瀬山を委託林と

して有償で払い下げ、国策に従い昭和 17-18 年ごろまで増産／戦後 2-3 年は製炭、鯛川のタングステン鉱山用の木炭生産／昭和 32-35 年以降は自家用炭用の小さな窯があるだけ。

高平 (515-16 頁)

原木はカシ、ユス、松、その他雑木、白炭は窯の構造が異なる、委託林実行組合発足後はほとんど黒炭、松炭は鍛冶屋専用／委託林事業で窯構築／暖房用、製茶および自動車の燃料用、木炭ガス利用の企業や船舶の燃料。

平野 (647-55 頁)

大正から昭和にかけては大正式窯（ほかに日向式、薩摩式、農林式など）／散財（甲上げ祝い）終了後窯の前でごちそうを食べ、酒盛りをした。

春牧 (839-42 頁)

大正 13 年委託林が設定されてから各村で委託林組合を作って自家用薪炭材の無償払い下げを行なう一方、稼業用として業者に下請けさせた／安房川左岸の委託林内を中心に多数の窯が存在。

### 3. 考察

#### 3-1 小瀬田 VS.一湊、委託林利用の両極

委託林は 5 年ごとに運営された。屋久島での委託林経営は 1928 年（昭和 3）年に始まった。ところが、準備不足と資金難のために第一期五か年（昭和 3~8 年）は不成績に終わった。各集落は委託林での伐採事業を第三者に転売し、その手数料を部落の収益としていた。

第二期（昭和 8~12 年）ではその反省の下、営林署が前面に出て、各集落の委託林経営をバックアップする体制が整った。その要請に

最も応えたのが小瀬田である。第二期での小瀬田委託林実行組合の実績は他を圧倒していて、5 年間で 1 万 2,000 円の利益を出した。第二期の各集落の実績には大きな特徴がある。漁村一湊ではほとんど委託林での活動を行っていない。資料に基づく限り、第二期の一湊での委託林経営は自家用委託林利用を除けば、ほとんど行なわれていない。一湊では住民の大半が漁業に従事していた。

小瀬田と一湊は上屋久村における委託林利用の両極をなしていた。他の集落は小瀬田と一湊の中間に位置づけられる。小瀬田ほどではないが、楯川と楠川、志戸子において活発な委託林利用を行なっている。宮之浦では委託林利用はそう活発ではない。永田では営林署の警告を無視して、鹿児島島の業者に転売を続けていたので、払下を停止されてしまった<sup>※31</sup>。

『屋久町郷土誌』で示された各集落の炭焼きの実態も、上屋久村での委託林利用とそう変わりはない。委託林実行組合の設立時期に集落ごとに差はあるものの、遅くとも昭和 10 年前後にはどの集落にも設置されている。ただ、炭焼きの方法が下屋久営林署管内の組合では個人志向が強く、原木の払下を受け、個人で炭焼きを行ない、一定のお金を組合に収めるといった方式が多い。

第三期（昭和 12~16 年）では、委託林関連施設も整い、各集落間での委託林利用の実績にもあまり差はないようである。むしろ、総力戦体制へ委託林経営も組み込まれていく様子がうかがい知れる。木炭製造が大幅に増えている。

各集落間のこうした委託林資源利用の違いを考える際、昭和 13 年の部落別現況調査表

※31 1881 年（明治 14）終了した屋久島での地租改正の結果国有林に編入された土地に対して、永田では牧新蔵翁らの尽力により、1892 年（明治 25）約 1,500 町歩の土地が村に返還され、民有林となった。永田は「施業案」で 941 町歩の委託林を与えられたが、他の集落に比べると広大な民有林を持ち、そのために委託林経営には関心が低かった。「ザプレス永田中」第 1 号、1970 年 4 月~1972 年 3 月参照。

※32 土地及人口の統計数字右の\*印は統計数字に疑義があるもの。元の表は生産価額、生産物販売価額は土地及人口の右隣に配列されている。

※33 2022 年 5 月末の人口は一湊 522 人、永田 377 人、宮之浦 2,811 人（町報「やくしま」令和 4 年 7 月号）。

表 11. 委託林調査表 部落別現況調査書（上屋久営林署昭和十三年二月）

部落名	土地及人口														人口(人)
	地目別土地面積							職業別個数							
	田(町)	畑(町)	山林(町)	原野(町)	宅地(町)	其の他(町)	計	農	林	漁	商	工	其の他	計	
小瀬田	6	59	147	32	1.6		245.6	63	22		5	3	5	98	505
榑川	1	4	0.5	6	5		16.5	24	5		2	1	0	32	195
楠川	4	100	20	29	4		167	46	38	13	6	5	12	120	590
宮之浦	16	206	186	55	8		471	166	22	86	25	7	52	368	1,852
志戸子	3	48	22	23	2		92*	52	8	63	5	3	2	133	715
一湊	0	68	20	150	7		240*	35	10	435	26	15	20	541	2,950
吉田	6	46	22	15	2		97*	30	13	30	3	4	0	80	467
永田	38	127	47	95	7	3	317	280	4	130	2	0	12	428	2,020
計	84*	647*	470.5*	405	33.6*	3	1,646.1*	696	122*	767*	74	38	103	1800	9,394*

部落名	生産価額					一戸当り平均(円)	生産物販売額					一戸当り平均(円)
	総生産額	内訳					総販売額	内訳				
		農業(%)	林業(%)	水産(%)	製造業他(%)			農業(%)	林業(%)	水産(%)	製造業他(%)	
小瀬田	23,056	6,960(30)	15,000(65)	700(3)	300(2)	235	13,120	220(1.5)	12,000(91)	600(5)	800(2.5)	134
榑川	7,726	2,560(13)	4,541(79)	500(6)	120(2)	241	4,700	80(1.5)	4,100(87)	400(9)	120(2.5)	147
楠川	31,860	8,400(16)	21,760(68)	1,200(4)	500(2)	266	21,570	550(3)	19,600(91)	920(4)	500(2)	180
宮之浦	93,877	25,760(27)	20,658(22)	36,631(39)	11,040(12)	255	51,450	4,400(9)	12,550(24)	32,000(62)	2,500(5)	140
志戸子	24,400	8,500(33)	5,500(26)	9,100(39)	800(2)	183	15,240	740(5)	5,000(33)	9,000(59)	500(3)	115
一湊	226,280	25,230(11)	1,000(0.4)	197,000(87)	3,000(1.3)	418	194,000	0	1,000(0.5)	190,000(98)	3,000(1.5)	258
吉田	83,582	63,142(76)	9,800(12)	9,060(10)	1,580(2)	1,045	19,855	556(3)	9,800(49)	8,154(41)	1,845(7)	248
永田	114,170	33,190(27)	27,000(21)	53,870(47)	3,200(2)	267	69,250	1,800(3)	15,000(22)	51,150(73)	1,700(2)	162
計	604,971*	173,722(29)	102,468(17)	308,541(51)	20,240(3)	336	389,185	8,346(2)	79,050(20)	291,829*(78)	9,965(3)	216

(表 11) は非常に参考になる※32。当時一湊の人口は 2,950 人で上屋久村中最も多い。次に永田で 2,020 人、宮之浦は 1,852 人である※33。この時代、上屋久村の経済活動の中心は一湊と永田であった。生産物販売額を見ると、集落の主だった収入源が分かる。小瀬田、榑川、楠川の林業部門での収入額は軒並み 90 パーセント前後で非常に高い。それに対して、水産業の占める割合が高いのは一湊（98 パーセント）、永田（73 パーセント）、宮之浦（62 パーセント）、志戸子（59 パーセント）となっている（丸括弧内は全販売価格に占める割合）。農業部門の生産は自給自足的で、利益を上げるための農業ではなかった。ただ、吉田の一戸当たりの平均総生産価額が 1,045 円と一湊の 418 円の 2 倍以上の数値を示しているのは驚きである。

こうした各集落の特徴は、第二期の委託林経営で示された特徴と完全に一致している。小瀬田で委託林経営が最も活発であり、一湊が最低であったが、それは各集落の生業の差によって説明できる。一湊の漁業による収入はなんと 98 パーセントであり、ほとんどの世帯が漁業に従事していて、人口も最も多く、

繁栄していた。

上屋久営林署が昭和 26 年作成した『第四次経営案説明書』※34 には、「IV 地元部落民情調査」が参考資料として付されている。そのなかに「各集落の国有林に対する感情」が記されていて興味深い。一湊と小瀬田、宮之浦、永田の記述を以下引用する。

一湊

漁師の気質を有しており、一獲千金を夢みて国有林出役等は全然顔見ない実情にあり、時化等で遊んでいても営林署の事業に出役せず担当区を邪魔者に考え、担当区員には在る種の反抗心を有し、排斥する風習がある。そして時化等には徒党を組み、お互いに連絡を取り担当区の行動を注意し、西に巡視にゆけば東を荒し、東を巡視せば西を荒す等の挙に出で、上屋久村中最も悪質な盗伐を行い厳に監視しなければならない部落である。現在の実情では国有林に対しての協力は全く望めない状態で、今後の営林署の対策が極めて問題となる地域である。

※34 上屋久経営区『第四次経営案説明書』昭和二十六年度調査、実行期間 自昭和 28 年度 至昭和三十七年度、熊本営林局上屋久営林署。



## 小瀬田

既往に於ては相当盗伐もあり，営林署と部落民との感情的対立もあったとの事であるが，委託林制度の実施，製炭実行組合の組織化等営林署の指導よろしきを得て，積極的に協力する様になった。戦時中は特に国有林より多量の木炭原木の払下を受け，製炭事業に従事するもの極めて多かったが，終戦後，精神的打撃と食糧不足等のため農業一本で進むようになり，又最近農地分配問題，電気問題，学校建築その他の問題が相ついで起り，部落民の負担が過重のため国有林に対する関心も薄らぎ，最近の木炭価格の変動の激しきため製炭意欲も減少している実情にある。然し国有林事業の出役には協力的であり，将来期待出来得る部落である。

## 宮之浦

従来本島の部落民の習性として付和雷同的性格を有し，すべてのことに対して発展的積極性なく，旧態然としており，部落民の程度低く産業振わず，財源に乏しく国有林産物の購買力もごく少数の業者に殆ど占められている。従って一部に国有林に対する人為被害を与える結果となり，又委託林の無償譲与は当然の権利の如く解しており，太陽の恩恵の如く国有林の有難みを忘却した観があり，一般に林業に対する認識は不足しており，最近施行された国有林野臨時整備措置法に対しても有識階級のごく一部を除き，全然関知せざる実情にある。只最近水産業が若干不振となって来たことと，一部壮年青年層に生活の安定化のため国有林に強く協力信頼すべきことを叫び造林熱も勃興しはじめ，部分林設定の希望も増加して来た。

## 永田

当部落は民有山林も多く，従って盗伐な

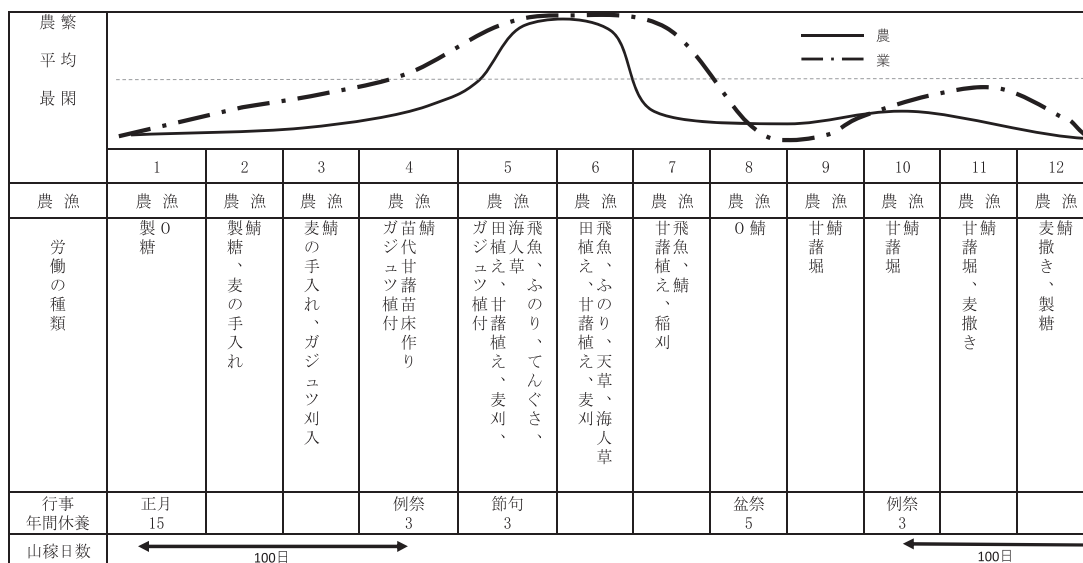
どは全然ないが半面に於て当部落関係の委託林面積が 857 町歩あるにもかかわらず過去 10 か年の処分量はゼロであり，委託林を直営事業により製炭をしている実情である。又部分林設定の希望もなく国有林に対しては余り関心がない。只国有林直営事業を喰い物にしようとする打算的な考えが強く，軌道施設により併せて民有林の伐採木も運搬に使用せんと考えたり，都合のよき場合のみ製炭事業に従事するか金員収入の手段として木炭の船積み込みに従事するが，収穫調査や経営案外業の出役には殆ど出役しない等，その打算的な傾向を如実に表している。

植民地行政官のようなスタイルの印象記であるが，戦後混乱期の営林署と地元との関係が分かる。この報告書を当時の地元の人間が読んだならば，激怒していたであろう。一湊では盗伐が一番ひどく，漁民だから一攫千金を目指す山師感覚があり，営林署の仕事への出役もせず，担当区員を威圧するような行動を繰り返していると敵意丸出しの視線である。小瀬田も盗伐のひどい所だったが，営林署の指導がうまくゆき，委託林経営が最も成功したけれども，戦後は疲弊していると憐れんでいる。他の集落もそうだが，宮之浦の住民は旧態然として向上心がなく，盗伐も行なうし，国有林の恩恵を太陽の恵みと同じようなものと錯覚し，その恩恵を忘れていると差別意識丸出しで批判している。永田の住民は民有林が広いため盗伐はしないが，国有林経営には関心を示さないのに，営林署の森林軌道はちゃっかり利用しようとするなど，狡猾であるとの批判を繰り返している。

その背景には，明治以来争われてきた国有林下げ戻し裁判闘争とその敗北，そして「大綱」による委託林の設定とその経営，さらに戦争と敗戦，という激動の時代を生きてきた

※35 『上屋久町郷土誌』 472 頁。

表 12. 地元労力の年間稼働状況



屋久島の住民の生活と、国家の政策を貫徹しようとする営林当局との緊張関係があった。

ここで「地元労力の年間稼働状況」(表 12)を示す。表 12 は、『第四次経営案説明書』に付された参考資料の「IV 地元部落民情調査」の最後に示されている。これは特定の集落の状況ではなく、作成者が昭和 26 年当時の上屋久村の住民の平均的な年間労働力の配分を図式化したものと考えられる。

特徴的なのは、漁業の占める地位が非常に高いということである。サバ漁はほぼ通年行なわれる。トビウオ漁は 5 月から 7 月に集中している。米作りがスケジュールに入っているが、永田、宮之浦などでは水田耕作が行なわれていた。秋に麦をまき、翌年の 6 月に収穫。5 月にガジュツを植え、翌春収穫(楠川、永田)。

製糖も行なわれているが、上屋久村では口永良部島が中心で、楠川、永田に 5ヘクタールほどが植えられていた<sup>※35</sup>。初夏から真夏にかけて、ふのり、てんぐさ、海人草を採取している。ふのりは糊の原料として<sup>※36</sup>、てんぐさはトコロテン・寒天の原料として、また海人草は回虫駆除薬に利用された。

山稼は主に秋から初春に行なわれ、年間 100 日余りを費やしている。ここでいう山稼とは委託林での仕事を指す。年間 100 日の山稼ということから、安易に「山に 10 日、里に 10 日、海に 10 日」という理想化された、月毎の屋久島での労働時間配分を思い出してはならない。年間 100 日余りとはいっても、秋から春にかけて農業や漁業の仕事がない時期に集中的に行なわれているものである<sup>※37</sup>。

※36 江戸時代、「屋久島の女性は 1 名につき、フノリ(布海苔) 90 匁を上納する」義務があった(『上屋久町郷土誌』, 226 頁)。

※37 江戸時代の山稼は「11 月から 2 月の雪山の時期はしようにもできなかった」(『上屋久町郷土誌』, 230 頁)。

※38 『上屋久町郷土誌』には以下の記述がある。「鹿児島県の官有林は内務省の管理から鹿児島県の管理に替わっていたが、明治 15 年 6 月、農商務省の管理となり、同年 6 月、農務省山林事務所が県庁に開設され、その管轄となった。この鹿児島山林事務所は、同 18 年 11 月、特に盗伐を厳しく禁止した」(304 頁)。だが、「山官」による盗伐を禁止する当局の姿勢は徹底しなかったと思われる。例えば、古居智子の『ウィルソンの屋久島』には、ウィルソンが 1914 年来島時の写真が掲載されている。そのなかに往時の宮之浦と志戸子の写真があるが、前岳部はほとんど禿山である(古居, 2013: 15, 19)。この時代には、カツオ漁が衰退し、サバ漁が盛んになり、サバブシ製造が主になっていたが、そのために大量の広葉樹を利用していたので、たとえ伐採を禁じられても盗伐により経済活動を続けていたと思われる。

### 3-2 盗伐

前節で引用した民情調査で「盗伐」のことがしばしば言及されている。1886年（明治19）鹿児島大林区署宮之浦派出所が設置されて以来、国有林の「違法伐採」は固く禁じられたが、屋久島の住民は「盗伐」で対抗した<sup>※38</sup>。先に引用した「民情調査」は結論として以下のように結んでいる。

上屋久村と下屋久村とを比較すると、上屋久村が漁業に相当依存しているのに対して、下屋久村は農業（主として甘藷及び製糖事業）にその主体をおいている。この事が両村の気質に相当影響しており、下屋久村には盗伐が見られないようである。この事を逆にいうと上屋久村の方が若干文化が進んでいることとそれと相俟って狡猾でもあるとも言うことができるのではないかと考えられる。

農業が主の下屋久村では「盗伐は少ない」。その理由として「漁業が盛んな上屋久村は文化が進んでいるが、その分狡猾である」と述べている。だが、下屋久村で盗伐が少なかったという観察を裏付ける資料はない。唯一永田では盗伐が少なかったとあるが、その理由は「広大な民有林があるから」とされている。裏を返せば、生計の手段がなければ人々は「盗伐」という手段に訴えてでも、自らの生存を守るということである<sup>※39</sup>。委託林の設定によって、裁判闘争に敗北した島民の不満は相当軽減したと思われるが、委託林経営が国家の管理下におかれ、戦争経済へと巻き込まれていくなかで、再び屋久島の森は住民の手

を離れていった。

菊間満はこの問題について次のように述べている。「盗伐は農民的な林野利用の一形態として行なわれ、その販売先は主に経済的中心地である角館町などの商人であった。・・・盗伐の目的、方法、販売先などよりみて盗伐は農民的な技術を前提とした農家副業としての営みであった。・・・角館の盗伐は営林署伐採量の半数があったとみられ、まことに激烈であった。このような盗伐の拡大は単に地元農民の官有地入会権の否定に対する解放要求に基づくばかりでなく、この期の木材市場の展開と農民の林野利用の拡大という条件にも支えられていた」（菊間、1980：520）。

盗伐による伐採量が営林署の伐採量の半分に達するとは「激烈」であるが、入会権を否定されていく農民の抵抗だけではなく、木材市場と林野拡大という外的条件への対応でもあると解釈できるとされている。角館における国有林の盗伐問題をどこまで屋久島での盗伐の問題と比較できるかどうかよく分からない。屋久島での盗伐の総量が国有林の伐採量のどれぐらいを示すのかという資料もない。しかし、これまでの記述から、屋久島での国有林の盗伐は国有林下げ戻し裁判闘争時代に激烈であり、「大綱」（屋久島憲法）発布で下火になった。それは国家総動員体制下ではほとんどなくなったが、敗戦後の混乱時代に再び激烈に行なわれるようになったものと推察される。

### 3-3 国家総動員体制下の委託林

1938年（昭和13）5月国家総動員法が施行され、国家のすべての人的・物的資源を政府

※39 屋久島での盗伐の問題は、インドネシアでの違法伐採、違法入植、アブラヤシ果房の盗みなどの問題と比較できる。特にアブラヤシ農園開発で土地を強権的に収容された住民によるアブラヤシ果房を盗む問題と比較できる。アブラヤシ農園開発に必要な広大な土地を十分な説明と補償なく収奪された人々は、収穫期を迎えたアブラヤシ果房を盗むという「抵抗」を示すことがある。人々は奪われた権利を發揮する「当然の行為」として正当化しているけれども、法的には違法行為となり、見つければ更なる係争に発展する可能性が大きい（中島、2021g:259-72）参照。

※40 平内では、木炭は「戦前は家庭での暖房、炊事用、木炭自動車（乗り合いバス）の燃料。戦後は家庭での暖房、炊事に利用」された。

が統制運用できるとされた。総力戦へと進む昭和 10 年代に屋久島の委託林経営もそうした大きな力の影響を受けるようになった。その詳細は「2-3-10 今後五か年計画」で述べたが、顕著な動きとして木炭製造の比率が高くなってきたことである。当時の木炭は自動車の代替燃料にも使われていて、石油の代替燃料として重要であった<sup>※40</sup>。小瀬田では戦時体制下で木炭製造が盛んに行なわれたが、敗戦後その反動で精神的な打撃を受け、委託林経営が下火になった。

戦争経済の影は屋久島における鳥もち生産の方に直接的な影響を与えた。「大綱」第 3 項の後半に「鳥もちの原料としての材（ヤマグルマ）を島民に供与し、鳥もち生産を助けて、島民の生活を支援する」と述べられている。

現代の感覚からすれば、鳥もち生産が「屋久島憲法」のなかでわざわざ言及されていること自体に驚きを感じるが、100 年前屋久島産鳥もちは日本一の質を誇っていて、重要な収入源であった。

「上屋久営林署に於ける麴製造」（昭和 13 年 9 月）と題する資料によれば、屋久島では早くより民有林内の「モチーキ」（方言名）を原料として小規模で粗放な方法で麴を製造していた。その大部分は前岳山麓部のモチーキを原料とする白麴であり、ヤマグルマを原料とする赤麴は少なかった。そこで昭和 11 年（1936）上屋久営林署は永田斫伐所において官行製麴工場を設置して、質の高い鳥もちの生産を開始した<sup>※41</sup>。国有林内で伐採されたヤマグルマの樹皮を剥ぎ、4 か月ほど漬け込み池

表 13. 永田製麴工場設備費

名称	数量	経費	備考
水路	135m	213円	取り入れ口共コンクリート路74m、板樋61m
砂溜り (水タンク)	1	140円	鉄筋コンクリート2メートル立法
水車	一基	249円	日本水車、7馬力、径18尺据え付け一切
工場	一基	455円	建坪176㎡、附属便所一棟、木造平屋建てトタン葺
敷地	1,298㎡	570円	切取敷地無し
石垣	401㎡	1,072円	敷地廻り
工場設備	一切	1,296円	石臼6斤、杵6本、水槽7個、湯釜2個、引水用、鉄管其他一切
漬け込み地	188㎡	830円	石積コンクリート張り
事務所建設	264㎡	400円	平屋建て平木葺(昭和12年建て)
雑費		180円	
合計		5,405円	年利5分10か年償還にて償還費880.40円

※41 永田官行製麴工場は永田の委託林内に設置された。

※42 『研修』1939年2月号（熊本営林局発行）。

※43 永田の元区長の松田幸夫氏による。戦前を知る松田さんの案内で、永田製麴場跡を見ることができた。ここで製造された鳥もちは、戦闘機の風防ガラスや外部燃料タンクの接着剤として使われた、との説がある。戦闘機の外部燃料タンクは日本軍の発明であるが、資源のない日本では竹や木を紙で張り合わせて燃料タンクを製造した。その際の接着剤である。

※44 同記録では収支の見通しも記している。麴 1 トン当たり 1,428 円の支出があり、2 円の収入を見込んでいる。差引 0.573 円の利益となり、1 年で 2,860 円の利益を出すとされている。もしこの計画通り製麴工場の経営が成り立っていけば、超優良産業ということになる。

※45 昭和 39 年（1964）時の共用林組合の実態については（小林，1964：91-97）参照。

※46 『上屋久町郷土誌』によると、「大正 14 年（1925）以来年間 4～5 万立方メートルの国有林（針葉樹、広葉樹）を伐採していた。ただ、昭和 15 年は国有林の伐採量が 8 万 3,200 立方メートルに急増していて、戦時下に乱伐されていたことが分かる。戦後再び年間 4～5 万立方メートルの伐採量で推移するが、昭和 36 年から急増し 2 倍以上に増え、昭和 38 年～46 年には年間 15～18 万立方メートルを伐採した」（506 頁）。屋久島全体での国有林の施業史については（稲本，2006：199-216）参照。

※47 この問題は、「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」準備委員会第 4 回会議（2021 年 2 月 3 日，於屋久島離島開発総合センター）の際，上屋久町共用林組合長の牧実寛氏から提起された。



に漬け込む。次にほぐれた樹皮を臼で搗き、水洗いをして、不純物を取り除き、湯洗いをし、鳥もちに仕上げる。製品は全国に出荷された。用途としては小鳥や虫を捕る鳥もち用の外、脚気薬、湿布薬、絆創膏などに利用された<sup>※42</sup>。

ところが、この資料には「軍事物資」としての鳥もち利用のことが全く指摘されていない。今でも永田の人々は、官行斫伐所の製糶工場は「軍事物資の生産を行っていた」ことを指摘する<sup>※43</sup>（中島，2021 f）。

永田の製糶工場の設備費は以下の通りである（表 13）。

総額 5,405 円の経費をかけて建設された。現代の価格で 1,000 万円ほどだろう。その備考欄に「年利 5 分 10 か年償還にて償還費 880.40 円」と書かれている。年 5 分の利息で毎年 880 円 40 銭を支払い、10 年間で償還してしまう計画である<sup>※44</sup>。

### 3-4 共用林組合の危機

委託林は昭和 26 年に共用林野に名称変更になり、委託林実行組合は共用林組合と名称変更になった。昭和 20 年代までは「薪炭材を採取し、販売する」経済資源として大きな役割を果たしてきたが、昭和 30 年代に入ると燃料革命の影響で利用価値が下がり始めた。そこで、昭和 36 年屋久島林業開発公社を設立して、共用林を分収造林として利用することが決定された<sup>※45</sup>。その後の 10 年間前岳部の広葉樹は集中豪雨的な伐採をされ、伐採跡地にスギなどの針葉樹が植林された。数十年後の伐期時には数倍ものリターンがあることを期待しての分収造林事業であったが、熱帯材の輸入などの増加による木材不況に直面し、林業開発

公社は巨額の赤字を抱え込むことになった<sup>※46</sup>。

委託林、共用林野は 5 年ごとに契約を繰り返す必要がある。契約更改はなかなか煩雑な手続きを必要としている。現在共用林組合として上屋久町共用林組合 8、屋久町共用林組合 12、合計 20 組合がある。共用林野を持つ組合は更新時期が来ると、「共用林野期間更新契約書」を国との間で交わす必要がある。委託林を村の経済の重要な資源として利用していた時代ならその手続きはそう苦にはならなかったが、実際の利用がほとんどない現代においてはよほどの覚悟がないと更新手続きはできない。利用の実態がほとんどないという事実のほか、共用者（組合員）のすべての承認が必要とされているので、その事務手続きだけでも忍耐が必要である。更新をしないとその共用林野は国有林となる<sup>※47</sup>。

そうしたなか、2017 年（平成 29）現在共用林野として存続している 8 組合（栗生、湯泊、平内、船行、吉田、一湊、楠川、宮之浦）の現況を表 14 で示す。8 組合合計で 1,216 ヘクタールしかない<sup>※48</sup>。

委託林は 5 年ごとに更新されてきた。1923 年時点で 7,091 ヘクタールあった委託林であるが、昭和 16 年 6,698 ヘクタール、昭和 23 年 6,655 ヘクタール、昭和 36 年 5,033 ヘクタール、昭和 39 年には 4,834 ヘクタールまで減少している。その理由は、町有林、民有林への所属替え、林野整備による売り払いなどによる。このほかに昭和 36 年以降は分収造林事業のために、共用林野が利用され始めた結果である<sup>※49</sup>。

図 2 は平成 27 年（2015）現在の屋久島における共用林野と委託林の分布域を示している<sup>※50</sup>。ざっくり言えば、図の薪炭共用林野と分

※48 「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」準備委員会第 3 回会議（2021 年 11 月 30 日、於屋久島離島開発総合センター）における屋久島森林管理署長西純一郎氏発表の資料。

※49 共用林(委託林) 契約面積及び分収林契約の推移（「熊本営林局事業統計書」）

※50 平成 27 年熊毛地区森林計画図より屋久島森林生態系保全センター作成。なお、『「屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム」資料集』には、栗生、湯泊・平内・小島、尾之間・原・麦生・高平、春牧・安房、船行・小瀬田、楠川・榊川、宮之浦、志戸子・一湊、吉田、永田地区の詳細図が掲載されている。



表 14. 共用林野（平成 29 年 8 月 1 日現在）

管理署	期間(自~至)		組合名	薪炭共用林野	
				面積 (ha)	共用者数(人)
屋久島	H29.8.1	R4.7.31	栗生	315.12	210
	〃	〃	湯泊	69.42	37
	〃	〃	平内	170.2	82
	〃	〃	船行	51.7	22
	〃	〃	吉田	95.02	45
	〃	〃	一湊	149.71	146
	〃	〃	楠川	70.93	43
計				294.01	148
				1,216.11	733

出典 「国有林野情報管理システム」林野庁九州森林管理局提供

収造林域を合わせたものが昭和 39 年時点の共用林野域になる。しかし、1923 年の「施業案」で示された約 7,091 ヘクタールよりもはるかに少ない。8 組合以外のほかの 12 組合には分収造林が存在していても、100 年前に設定された委託林（共用林野）はもはや存在していない。しかも、残された共用林野の大部分は急峻な地形であるとか、水源涵養林に指定されてい

て、森林資源として利用する価値は少ない。条件のいいところはほとんど分収造林に利用されている。

各集落には委託林実行組合、あるいは昭和 26 年以降は共用林組合が設置されている。全組合に共通する組合員資格の要件は以下のようになっている（尾之間共用林組合資料、「共用林組合規約綴」）※51。各共用林組合はこのひな形に基づいて、空欄となっている集落名を入れれば規約が完成する。

共用林組合規約（案）第 2 条 組合員の資格

本組合の組合員は〇〇部落に永住し一家を構成している主たるものであって下記条項に該当するものとする。

- 1 大正 10 年時において祖先がこの地に永住し、その子孫たる世帯主
- 2 上記の者以外に評議員会に於いて認められたるもの

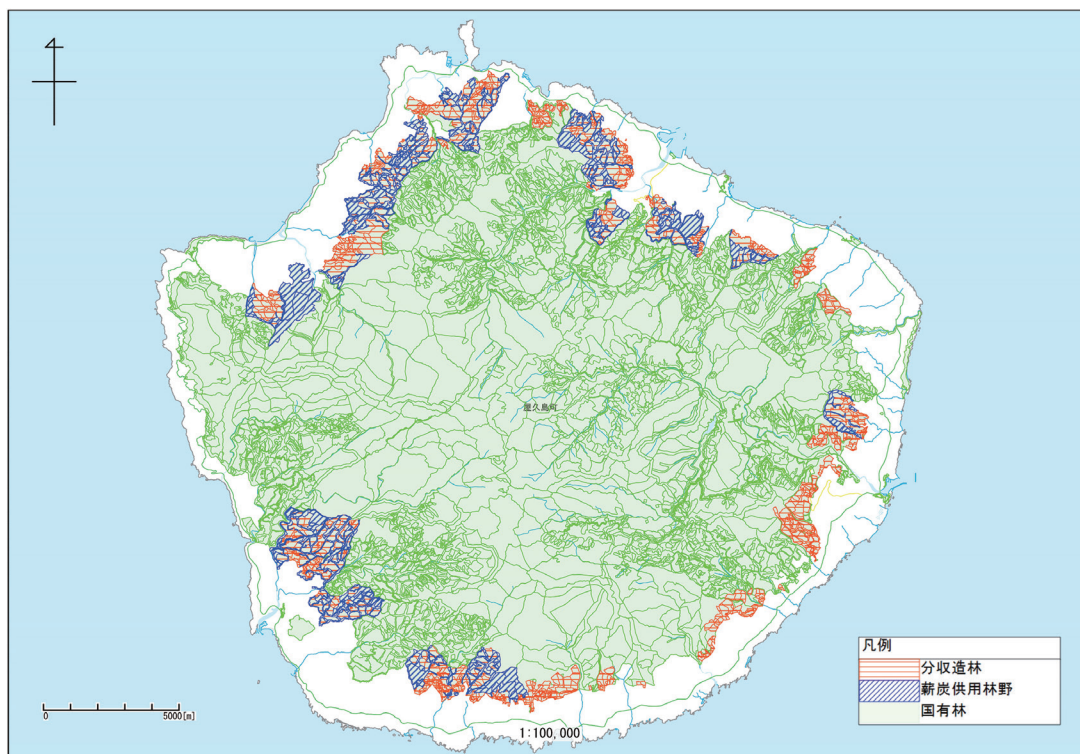


図 2. 分収林位置図

※51 この資料については尾之間共用林組合長の日高一男氏と尾之間区長の日高典孝氏のご厚意により利用できた。

※52 この段落について（中島，2010：第 1 章，第 2 章）に詳述している。

共用林組合活動の低下は、共用林野そのものをもはやほとんど利用していないという事実の反映であるが、いまだに「100年前の祖先の子孫」に構成員が限定されているというその閉鎖性をも浮き彫りにする。会員資格の第2項には「評議員会の認めるもの」という条項があるので、完全に閉鎖的であるわけではない。しかしながら、更新時期になるとだれが構成員であり、その人はどこに住んでいて、どうやったら意思を確認できるのか、という事務的な問題で更新手続きに支障が出ている。世界遺産としての屋久島が世界的に注目されているというのに、前岳部の重要な森としての共用林野の管理利用が、ほとんど活動の実態のない団体が担い続けているのは悲劇である。屋久島の森はだれのものであるのか、根本的に議論する時期に来ている。

#### 4. 展望

「大綱」発布の2年後に示された「施業案」IIの保護林が戦後国立公園に指定され、世界遺産登録につながったといえる。高島得三や田代善太郎、あるいはエルネスト・ウィルソンの研究によって、屋久島の自然を高く評価していた林野庁ではあったが、経済資源としての屋久杉伐採の姿勢を崩さなかった。「大正10年当初は、ヤクスギに対する管理思想は全く慎重であった。『ヤクスギは人工的に造成できない、ヤクスギは天然記念物であり、また学術参考資料としても貴重なものである』ので、生立木は絶対に伐採しないこととし、たとえ枯立木といえども採木しないという基本方針を樹立した。・・・それが戦後になると、ヤクスギに対する特別の管理方針は計画案の上に特記されなくなり、・・・ヤクスギは一般材木と同様の取り扱いを受けるようになった」（藤村他、1971：140）。この見解が示された直前の1970年、屋久杉伐採の最前線基地であった小杉谷が閉山し、屋久杉開発の時代は大きな転換点を迎えた<sup>※52</sup>。

1993年屋久島は世界遺産に登録され、屋久

島に対する世界の目は大きく変わった。2001年の森林・林業基本法の制定を受け、森林の有する多面的な機能の持続的発揮を図ることを目的とした国有林経営に変わり始めている。

江戸時代に認められていた屋久島各集落の林野入会権は、明治の地租改正以降否定された。しかし、大正10年（1921）の「屋久島国有林経営の大綱」（屋久島憲法）では委託林という形でその権利は一部保証された。その委託林は、戦後の昭和26年「薪炭共用林」に名称変更されたが、依然として地元の経済に大きな貢献をした。にもかかわらず、昭和30年代以降は、薪炭材への需要の低下、製紙・パルプ用材の急増、賃労働の普及、人口減少により、共用林野（旧委託林）の存在は急速に低下した。

さらに1961年（昭和36）の屋久島林業開発公社の設立により、共用林野は部分林への転換（分収造林）が進んだが、木材需要の激変の結果経営は危機的な状況となっている。屋久島林業開発公社は1999年（平成11）、鹿児島県森林整備公社に統合された。ただ、会計だけは「屋久島会計」として県森林整備公社の会計からは切り離されている。2006年（平成18）『鹿児島県森林整備公社のあり方に関する提言』が取りまとめられた。そのなかで「屋久島会計が危機的に陥っていること」が確認され、その打開策がいくつか提案されているが、抜本的な解決には程遠いのが現状である（中島、2021d,2021e）。

屋久島は世界遺産の島として注目され、その自然への賛辞は後を絶たない。このような屋久島を取り巻く状況の変化のなかで、屋久島の委託林（共用林野）はほとんど注目されず、ひっそりとその使命を終えつつある。屋久島の前岳部に委託林、共用林野、そして分収造林と名前を変えながら存続してきたこの林野を、いったい、だれが、どのような資格で、管理運営すべきなのか。それが「屋久島憲法100周年」の課題である。

## 追記

林野庁屋久島森林管理署署長の黒木興太郎氏によると、2022年8月1日の共用林野更新日に、吉田共用林組合より「更新をしない」との意思が正式に表明されたこと、その結果、現在残されている共用林野は7組合、1,121.71ヘクタールである、とのことである。吉田が契約更新をしない理由は、「地場産業がなく、高齢化で利用実態がないから」。なお、他の集落でも、道路工事等で地目が変更になった結果、若干共用林野の面積に異動がある、とのことである(2022年11月2日)。

## 引用文献

## 一次資料(未刊)

尾之間共用林組合資料「共用林組合同規約綴」.  
鹿児島県森林整備公社のあり方に関する検討委員会『鹿児島県森林整備公社のあり方に関する提言』2006年(平成18).

上屋久営林署「委託林関係一覧表」(昭和8～12年).

「委託林関係一覧表」

「部落別自家用年度別数量価格調」

「部落別稼用年度別数量価格調」

「委託林立木処分樹種別単価調」

「委託林製品売却数単価価格調概要」

「昭和十一年度委託林斫伐費用価並処分価格調」

「委託林実行組合収支状況」

「作業別従業者数並びに取得高調」

「委託林関係施設一覧表」

上屋久営林署「屋久島委託林経営及一般経済更生計画方針書」(1934年〔昭和9〕)

上屋久営林署「委託林調査表」(昭和13年2月).

「部落別現況調査書」

「今後五か年計画」

上屋久営林署「上屋久経営区第四次経営案説明書」(昭和26年).

「部落別現況調査書」

「地元労力の年間稼働状況」

共用林(委託林)契約面積及び分収林契約の推移「熊本営林局事業統計書」.

熊本営林局「上屋久営林署に於ける鬮製造」

「管内に於ける林産物に係る特殊産業」(第二十輯),『研修』1939年2月号(熊本営林局発行).

共用林野「国有林野情報管理システム」.

「ザプレス永田中」第1号～16号(1970年4月～1972年3月).

「木炭公定価格比較表」昭和十四年十一月十六日施行,屋久島森林生態系保全センター所蔵.

町報「やくしま」令和4年(2022)7月号.

屋久島憲法100周年記念実行委員会(編),

「屋久島憲法100周年記念シンポジウム資料集」,2021年11月.  
<https://www.facebook.com/YakushimaKenpou>

## 二次資料

稲本龍生「屋久島国有林の施業史」『世界遺産屋久島——亜熱帯の自然と生態系』(大澤雅彦・田川日出夫・山極寿一編),朝倉書店,2006年.

井元正流・下野敏見監修『目で見る種子島・屋久島の100年』郷土出版社,2004年.

『上屋久町郷土誌』1984年.

鹿児島短期大学附属南日本文化研究所,『屋久島国有林施業案説明書——鹿児島大林区署——』1996年,南日本文化研究所双書22.

菊間満『国有林野の地元利用と育林労働組織の展開構造:委託林制度の史的分析』北海道大学農学部演習林研究報告,37(2),PP.479-608,1980年8月.

URL <http://hdl.handle.net/2115/21033> Type bulletin (article) File Information 37(2)\_P479-608.pd (2022年7月19日閲覧)

小林三衛「屋久島における山林の所有と利用」『茨城大学文理学部紀要,社会科学』14,69-100頁,1964年.

- 中島成久 『森の開発と神々の闘争——改訂増補版屋久島の環境民俗学』明石書店, 2010年.
- 中島成久 2021a 「屋久島憲法 100周年①—林野入会権をめぐる闘い」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.316, 2021年7月.
- 中島成久 2021b 「屋久島憲法 100周年②—委託林利用の実態」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.317, 2021年8月.
- 中島成久 2021c 「屋久島憲法 100周年③—衰退する林野入会権」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.318, 2021年9月.
- 中島成久 2021d 「屋久島憲法 100周年④—共用林組合の盛衰」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.319, 2021年10月.
- 中島成久 2021e 「屋久島憲法 100周年⑤—分収造林にかけた夢と現実」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.320, 2021年11月.
- 中島成久 2021f 「屋久島憲法 100周年⑥—里めぐりの可能性」『洋上アルプス』屋久島森林生態系保全センター広報誌, No.321, 2021年12月.
- 中島成久 2021g 『アブラヤシ農園開発と土地紛争——インドネシア, スマトラ島のフィールドワークから——』法政大学出版局, 2021年9月.
- 藤村重任・池之上容・塩屋勉・青木尊重 『森林開発と自然保護』, 財団法人水利科学研究所, 1971年.
- 古居智子 『ウィルソンの屋久島——100年の記憶の旅路』KTC中央出版, 2013年.
- 宮本常一 『屋久島民俗誌』未来社, 1974年.  
『屋久町郷土誌』第一巻村落誌上, 1993年(平成5).  
『屋久町郷土誌』第二巻村落誌中, 1995年(平成7).  
『屋久町郷土誌』第三巻村落誌下, 2003年(平成15).

## 法令

- 「国有林野委託規則」(明治32年8月, 勅令第364号)
- 「国有林野の管理経営に関する法律」(昭和26年法律第246号)
- 「森林法」(昭和26年法律第249号)
- 「分収林特別措置法」(昭和33年法律第57号)
- 「民法第263条」(明治29年法律第89号)「共有の性質を有する入会権」

(連絡先) 中島成久 なかしま なるひさ : nnaka@hosei.ac.jp  
<https://kakaradangomushi.com/>